

論 説

都市近郊における里山保全に向けて

——市民による共同管理を中心に——

越 田 加代子

はじめに

I 里山の現状

II 里山保全の必要性和市民活動の意義

III 「市民による里山共同管理」の種類と仕組み

IV 類型に基づく「市民による里山共同管理」の取り組み事例

おわりに

付録

はじめに

近年、身近な自然環境への関心の高まりから、里山保全活動が全国的に見られる。行政による取り組みに加えて、市民や事業者等による保全活動も活発化している。

政府は、2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、国際社会に対し、農業や林業など人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指すという「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱し、採択された。それに呼応して、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、「新たなコモンズ」すなわち、私有地および公有地での共同管理システムが重要であるとしている。主唱者として、多様な主体による国内の里山の保全活用を促進していくことが求められている。

1960年以降、二次的自然である里山は、その特性（人為による十分な管理）から、放置された里山は、畑地、水田と異なり、経済的価値が見込めないという問題が生じてきた。そのことは、市民が身近な自然として里山の価値を再評価することになり、そのため、大都市近郊においては、市民による主体的な里山管理が実施されている。これは、人間と自然と関係の構築が、二次的自然における生物多様性や審美的・文化的価値の維持に重要であることを市民が再認識する大きな契機となった。またそのようにして管理された里山が都市緑地の整備において重要な役割を果たすことになった（大黒・武内 2010）。

里山を取り巻く自然的・社会的状況を考えると、これまでの担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその保全活用が困難となっており、自然資源を共有の恵みと捉え、共有の資源（新たな共同管理¹⁾）として都市住民や企業など多様な主体が管理と利用に関わっていく新たな枠組

みが必要になっている。今後、里山の保全活用は、このような「新しい公共」²⁾の価値観に立って、幅広い主体の参加と協働による国民的取り組みとして進めていく必要がある。

そのようななか、都市部や都市近郊（以下、都市地域と明記する）では、里山放置林の保全に対して、行政、土地所有者、事業者等との協力のもと、市民が活動の中心となる「市民の共同管理」方式の動きが活発となっている。その活動を促すためには、民間土地所有者や公共機関が所有する里山に、市民が維持・管理の主体として関わることを可能にする仕組みづくりが必要であり、現在、そのための取り組みが多様に創出されてきている。

里山保全に関する先行研究は、以下のようなものがある。

（熊谷 2014）は、里山という日本語が *satoyama* と表現され、COP10 を契機に里山の生物多様性の観点から、環境保全に関わる役割が評価され、日本国内のみならず世界へと広がってきた。一方、日本において多くの里山が存在する地方は過疎化の進行で保全の担い手がいなくなり、荒廃し、多くの里山が放置されてきた。その里山放置林の再生において、市民活動の重要性がますます増えてきている。里山再生を参考に、市民活動の在り方や方向性を論じている。

（呉 2000a）は、里山保全活動に取り組み市民には、現実社会に対する足元からの問題提起が存在し、「循環・共生」の在り方を体験的に学ぶことができる「環境・生活・市民教育の場としての里山」だからこそ、「自然と人間の共生」を目指す社会創造へのアイデアとそれを担う人々が育まれると論じている。そして、市民による里山保全を「コモンズ」論の観点から捉え、それを「市民コモンズ」として位置づけることで、市民による里山管理の重要性を明確に提示し、包括的な視点から考察している。また、市民による里山保全活動を、市民と市民、市民と行政等、互いに新たな「共通意識」に基づく活動のあり方を育む場として捉えることを提案している。

（呉 2000b）は、都市近郊に残された里山を保全するために、市民が活動の中心となる「市民の共同管理」方式を整理し、その現状と課題を考察している。具体的には、里山の現状、そして、保全活動の新たな担い手として、市民が登場してきた背景と意義、市民共同管理による保全活動の手法を類型化し、その事例を紹介しつつ、市民による保全を支援するための国や地方自治体の制度的枠組みを述べ、市民による里山保全の全般的な課題を論じている。

（小寺 2008）は、我が国の国土全体の4割に及ぶ面積を占めるといわれる里地里山は、純然たる原生的自然ではなく、人間の手によって管理された二次的な自然であり、原生を重視する自然保護研究・行政等の中で従来十分な位置づけが与えられてこなかった。二次的な自然環境の視点から、保全に向け適用可能な現在の我が国の法制度を整理し確認すると共に、新しい取り組みを紹介している。

（武内・奥田 2014）では、「自然共生社会」という考え方が、日本のみならず世界の自然環境政策の長期目標となったことの意義を論じている。東日本大震災の大災害を教訓として、恵みでもあり脅威でもある自然と向き合うことこそが本来の意味での「自然共生」と捉えるべきとの立場から、自然災害に対するレジリエンスを高めていくことにも貢献する自然共生社会を目指す必要があると指摘している。

（南 2008）は、法制度の視点から里山保全の方向性を論じている。里山は国土の2割を占めることから、そのすべてを保全できるわけではなく、里山それらの持つ価値を十分に吟味したうえで、価値に応じた保全策を講じるべきである。緑地保全を定めた都市緑地法の改正により、現行

の仕組みを工夫すれば、里山保全に活用できる余地はあるが、地域事情に配慮した住民の自主活動を支援していく仕組みが十分ではないことから、各地で条例が制定されている。何れにしても条例を支援する枠組みが必要であると指摘している。

（森本 2008）生物多様性の危機とその保全、里地里山への関心も高まっている。しかし、生物多様性の保全と里地里山再生の論理が必ずしも明快で万人に共有されているとはいえない。多様性—安定性の議論を振り返り、絶滅危機、機能的多様性を指標としての保全戦略や、総合的な指標としての美しい景観（ランドスケープ）を手掛かりとした里の顕彰事業等を通じて里山再生を論じている。

（森本 2011）は、里山は、本来水田耕作のバックヤードとしての山林を意味したが、近年、生物多様性のホットスポット、循環型モデル、美しい心の故郷として、山林部分のみならず、水田、畑、灌漑施設、農家などを含めた里地里山（里山ランドスケープ）として評価されている。日本人が考える里は、森林型、混在型、水田型、その他農地型、都市近郊型、海辺型に区分でき、極めて多様な社会生態学的生産ランドスケープを形作ってきたと論じている。

（守分 2014）は、世界と日本の生物多様性の損失と現状を概観するとともに、日本が世界の生物多様性に与えるインパクトについて論じている。また、生物多様性から得られる恵みを生態系サービスとして捉え、地球規模での評価を試みた「ミレニアム生態系評価」について解説している。さらに、生物多様性に配慮した経済社会を構築するための、生態系と生物多様性の経済学や、生物多様性分野への民間参画による取り組みの重要性を指摘している。

以上のなかで、仕組みに関する先行研究は、南と呉である。南は、法制度の観点から、現行の仕組みを工夫すれば、里山保全に活用できる余地はあるが、地域事情に配慮した住民の自主活動を支援していく仕組みが十分ではないことから、各地で条例が制定されている。何れにしても条例を支援する枠組みが必要であることについて指摘している。一方、呉は、仕組みについて、市民が保全活動の中心となる「市民の共同管理」を類型化し、その事例を挙げるとともに、今後の展開と課題について論じている。しかし、市民を中心とする共同管理を分析するためには、両者のように仕組みについて分析しているものの、市民と市民の関係形成を分析するだけでは、十分とはいえないであろう。また、南、呉には、企業市民³⁾として期待される企業を含めていない。そこで、本稿では、まず、里山保全の管理主体を「新しい公共」に求めることとする。

「新しい公共」とは、人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって一市民として参加し、協働する場であると、内閣府は定義している（内閣府『新しい公共』宣言より抜粋 平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議資料）。すなわち、「新しい公共」の概念のなかには、企業・事業体が入るのである。神奈川県大和市においては、2002年6月に「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」が制定されている（2008年9月29日施行）。この条例は、市民が考えた素案を基本に策定されたことが大きな特徴であり、また、「新しい公共」という新たな公共の理念や、「市民事業」、「協働事業」、「提案制度」といった理念を実現するための仕組みが盛り込まれている。そのなかで、新しい公共を「市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう」⁴⁾（第2条）と定義している。さらに、公共には官（公）の担う公共（公的公共性）と民が担う公共（私的公共性）があるとする考え方が広く認められつつある。その狭間

には官と民が協力・協働して担う公共（私・公の混合領域）がある。狭義にはこれを新しい公共と呼び、広義にはこのような公共性のパラダイムの転換を「新しい公共」と定義することが出来るとしている⁵⁾（寄本 2001）。里山保全における仕組みの管理主体を上述の「新しい公共」に求め、南、呉が捉えていなかった企業を含めて議論を展開する。なぜなら、企業を含めることによって、里山の維持管理を継続するために必要な支援、すなわち基金や団体等を通じて、資金の確保が見えてくるからである。

以下、Ⅰでは、二次的な自然の視点から、里山の定義を整理したうえで、里山の現状を概観し、Ⅱでは、里山保全の必要性和市民活動の意義を述べ、Ⅲでは、「市民による里山共同管理」の類型化と仕組み、Ⅳでは、Ⅲでの類型に基づく「市民による里山共同管理」の取り組み事例を紹介し、最後に、取り上げた事例のなかから、今後、期待できる「市民による里山共同管理」の取り組みを提示したい。

謝辞

本稿は、立命館大学松川周二名誉教授並びに田中祐二教授との日々の議論に基づき作成されたものであり、ここに記して感謝の意を表したい。ありうる誤謬は、すべて筆者の責任である。

Ⅰ 里山の現状

Ⅰ-1 里山の定義と特性

里山という用語は、森林生態学者である四手井綱英⁶⁾の提唱によるものとされる。しかし、この語源を探れば、宝暦9年（1759年）に、名古屋藩の木曾御材奉行補佐格の寺町兵衛門が記した『木曾山雑話』に「村里家居近く山をさして里山と申し候」と記されている⁷⁾。つまり、里山とは、官の用材生産の山林ではなく、里人が燃料や農業生産のための緑肥や木材採集を行っている山林を指している。したがって、近世では、里山とは語源が官の山と里人が利用する山との区別から始まっていることになる。現代の里山は、厳密に言えば、人々が日常的に集落（里）からあまり遠くない山に立ち入り、山の産物利用を繰り返すことにより、植生が里人の生活に役立つ山野に二次的に改変されたものをいう⁸⁾。

昭和30年代後半に、「農用林」と呼ばれていた農家の裏山の丘陵や低山地帯の森林を指し、奥山に対して里山と名付けた（四手井 1998）。四手井によれば、里山は、里に近い森、水田耕作のためのバックヤードであり、水田に敷きこむ刈敷や草木炭を収穫し、農業資材を供給するとともに、主に農家の燃料としての薪炭を調達する農用林のことである。まとまった用材を生産する人工林でなければ、野生動物を育む深山幽谷の原生林でもない（森本 2011）。阪本寧男は、人里近くに存在する山を中心に、隣接する雑木林・竹林・田畑・溜め池・用水路などを含み、人びとが生活してゆく上で様々な関わりあいを維持してきた生態系をまとめて「里山」と定義している⁹⁾。里山を形成する概念として、雑木林やマツ林などの二次林、つまり薪炭林や農用林、加えて採草地と限定した上で、それをまとめて伝統的農村景観を構成してきた里山・農地・集落・水辺を含めた全体を「里地」と称する考え方も存在する（武内 2001）。「里地里山は、集落を取り巻く農

地、溜池、二次林と人口林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。里地里山の環境は、長い歴史の中で、さまざまな人間の働きかけを通じて形成され、動的、モザイク的な土地利用、循環型資源利用が行われてきた結果、二次的自然の生物相・生態系が成立し、多様な生態系サービスを楽しむつ、自然と共生する豊かな生活文化が形成されてきました」と定義している。これに相当する国土は全体の4割程度（二次林約800万 ha、農地等約700万 ha）の面積を占めるとされる。言葉の定義は必ずしも確定していない（環境省 2010b）。なお、法律において里山を定義したものは現在のところ見当たらないが、近年、里山を条例によって保護する動きが各地で見られ、地域性を反映した多様な定義が条例でなされている（南 2008）。

里山が保全の観点からの特徴的なことは、原生的自然保護とは異なり、人工的な自然、すなわち人為による十分な管理が加わることによって初めて成立する「自然」（二次的自然¹⁰⁾）であることである。とりわけ、二次的自然の保護は、私有林が多いこともあり、原生的自然を重視する自然保護研究・行政、法制度等においても、これまで十分な位置づけが与えられてこなかった¹¹⁾。いずれにせよ、重要なことは、里山は純然たる原生的自然ではなく、人間の手によって管理された二次的自然であるということである。

本稿では、（呉 2000b）同様に、「里山」を示す場合には、「里山林」のことを指している。そして、里地里山を指す場合には、「里山環境」と示すことにする。それに対して、「里山保全活動」という場合には、「里山林」のみを保全する活動に加えて、「里山林」を中心としつつ、「周辺の農的自然環境」保全を視野に入れる、もしくは、具体的に保全している活動を含める。ただし、里山林の保全を行わない活動は、含めないこととする。

I-2 里山の意義・機能

I-2-1 里山の意義

里山は、農林業の場、生活の場として維持活用されることが重要であり、近年、生き物と共生する場として、生物多様性の重要性が高まっている。

里山の意義として、生物多様性の保全、新たな資源としての価値、景観や伝統的生活文化の維持、環境教育・自然体験の場、地球温暖化の防止を挙げている（環境省 2010b）。また、里山の環境保全効果として、気象緩和（ヒートアイランド現象）、災害防止（防火効果・防音効果・保安林）、環境指標（警報木の役目）、快適性（レクリエーション、人間性の回復、教養・教育の場）の提供などが特徴であり、重要なものである。とりわけ、生活の快適性の提供というメンタル効果こそが、その本質と考えるべきである、と指摘している（只木 1996）。

I-2-2 「ミレニアム生態系評価」—里山が提供する生態系サービス—

前述のように、里山は、農林業を通じて合理的な自然への働きかけ、いいかえれば、人々が生態系サービスの持続的利用の結果として、維持されてきたものである。したがって、里山は、人類に、生態系サービスを提供するという観点からも注目される。人類は生きていくうえで欠かせないさまざまな便益を生態系から享受している。

生態系サービスの変化が人間の福利にどのように影響するのかということ、国連大学研究所によって検証されたものが、「ミレニアム生態系評価（MA: Millennium Ecosystem Assessment

2005)」である。生物多様性がもたらす生態系サービスは、人間の福利を形成するうえで、欠かすことができないものとされている¹²⁾。では、その里山においては、どのような生態系サービスが提供されているのであろうか。生態系サービスは、以下の4つに分類される。「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、および「基盤サービス」である。その具体的な内容は、以下のとおりである。

第1に、供給サービスは、自然の恵み、すなわち、人類が生態系から享受するさまざまな便益であり、そのなかには、食料・水・木材・繊維、遺伝資源などを提供するものが含まれる。具体的には、人間社会に対する悪影響を生態系が緩和してくれるサービスであり、外部からの攪乱が加わっても、それほど大きな状況にならないように抑制するものである。例えば、森は天然のダムであり、洪水が起こらないようにしてくれる。

第2に、調整サービスは、生態系プロセスの調節から得られる便益であり、気候の調整、洪水制限、自然災害の防止、土壌侵食の抑制、水の浄化と廃棄物処理、病害虫の抑制などを調整するものが含まれる。我が国では、農林水産物との結合生産物として生じ、市場を経由せずに提供される便益（多面的機能）として評価が進められてきた。とりわけ、森林は、植物の働きかけにより大気浄化機能を発揮し、気候緩和にも貢献する。森林は、国土の約7割、里山の中核をなす二次林だけでも国土の約2割の面積を占めるため、より広域スケールでの気候調節に寄与している。

第3に、文化的サービスは、レクリエーション・審美的享受、精神的充足感などや教育的な恩恵を与えるもの、エコツーリズムなどが含まれる。それによって、人々の多種多様な価値への認識を高めている。実際、里山は、現在、自然とのふれあいの場を提供するとともに、自然への認識を高めるための教育的価値なども見い出され、新たな市民活動や都市交流の場となっている。

第4に、基盤サービスは、栄養塩の循環、土壌形成、植物による一次生産など、光合成による酸素供給のように、ほかの生態系サービスの基盤となるものが含まれる。これは、空気・水・土の栄養である。人類を含めてすべての生物が生存するための基盤となっているような環境を、今ある形に維持するものである。例えば光合成は、二酸化炭素を取り入れて酸素を出すという形で、大気の組成を保っている。

I-3 里山の状況

I-3-1 里山の減少とその要因

明治初期から現代にかけて、対象地域の里山は、植生や土地利用の面から、大きな変貌を遂げてきた。明治初期には、樹林地が地域の40%を、農地（畑地・水田）が15%を占めていたものが、1990年代には、それぞれが、17%、8%へと大きく減少し、樹林地が市街地に置き換わった（武内 2001）。また、明治時代からデータのある宅地面積（民有地）の推移について見ると、その年間増加面積は、1940年までの50年間の平均と比べ、1960年代で10倍強、1970年代で20倍弱と、1960年頃を境に急激に面積が増えている。土地利用面積の変化でみると、1960年代から2000年代にかけて宅地も含めた都市が約2倍に拡大している（環境省 2010c）。1960年代における高度成長期以降、里山は、産業構造や生活様式が急激に変化するなかで、都市近郊において著しく減少した。とりわけ関東近郊では、1970年からの30年間で64%¹³⁾の里山が消失した。里山の減少の要因は、次のようなものが挙げられる。

第1は、燃料としての薪炭等や草、カヤの利用の停滞、衰退である。昭和30年代中頃から、家庭燃料のプロパンガス化が始まり、薪炭から、石油等、化石燃料への転換により、薪炭材は放置され、草山も雑木林へと変化した。加えて農業生産において、化学肥料の普及・農業の機械化による落葉堆肥の消費減少から、その存在理由は希薄化した。

第2は、宅地・ゴルフ場等の造成、リゾート開発等による自然の改変である。都市近郊においては、住宅・商業用地として市街化区域および工業用地の拡大・開発のみならず、産業廃棄物処理場、高速道路建設等によって、樹林地、農用地等ともに存亡の危機に立たされていることが多い。また、里山の開発圧力が進む背景として、農業近代化の過程で、里山の維持・管理を放棄したり、多額の相続税を課せられ、やむをえず農林業をやめ土地を売却せざるを得ない農家・林家の困難な状況が挙げられる。¹⁴⁾

第3は、人口流出による里山地域の過疎化、高齢化である。それに伴い里山の維持に必要な労働力確保が困難になった。産業構造の変化の点から、産業別就業人口の推移を見ると、第一次産業に就業している人口割合は、戦後しばらくの間50%弱だったが、戦後50年の1995年には6%、2010年には約4%と大幅に減少した。その間、基幹的農業従事者数は、1960年の1,175万人が1995年には256万人、2011年には186万人となり、高齢者の割合は、1980年代までは20%前後だが、1995年に40%となり、2011年に59%となり大きく増加している。わが国の総人口は、2004年にピークを迎え、今後減少していくものと予測される。2060年には、総人口が約8,700万人になり、65歳以上の高齢者が39.9%にも上るといふ人口減少・高齢化社会が予測されている（環境省2013）。

第4は、人工林化の進展とその後の外材輸入拡大に伴う森林資源利用の縮小である。戦後の建設需要に応えるための格大造林政策によって、アカマツ林や雑木林は、杉やヒノキの人工林に置き換えられたが、安価な輸入材による木材自給率の低下、林業生産活動が停滞することによって、木材価格が低迷し放置されることになった。

I-3-2 里山の現況

日本の国土の約4割を占める里山に広がっていた、薪や炭をつくるための草地などは、かつては経済活動に必要なものとして人為的に維持管理され、こうした環境に適応した多様な生き物の生息・生育の場となってきた。ところが、近年の産業構造の変化、資源利用の変化や人口減少・高齢化に伴い、管理の担い手が不足することによって、里山が管理・利用されなくなった。その結果、里山が荒廃し、さらに里山に特有の生物の生息域の消滅と生物種が減少し、動植物が絶滅の危機にさらされるなど、生物多様性の損失が進行している（環境省 2010b）。

前述のように、里山は人間の介在により維持されてきた、二次的な自然環境であるので、山林等を管理するために、林内の日照確保等を目的として、下刈り、つる切り、除伐、枝払い、落ち葉かきなどの作業を継続的に実施しなければならない。多くの里山は、それだけの作業コストを払ってまでも維持する経済的価値のある対象とは見なされておらず、放置されているのが現状である。

近年、二次的自然において初めて維持され得る生物多様性の存在が認識され、また、絶滅危惧種が集中して生息する地域¹⁵⁾（レッドブラックブック：RDB種集中地域）について、動物RDB種集中地域の49%、植物RDB種集中地域の55%が里山の範囲に分布していることが明らかになった。

このことから、里山は絶滅危惧種をはじめとする生物多様性における重要な地域であるとされる（守山 1998・環境省 2001）。さらに、日本列島は、国際的な NGO であるコンサベーション・インターナショナルにより、世界的に生物多様性が高く、同時に消滅にさらされている「ホットスポット」の一つに指定されるなど、世界的に生物多様性保全上、重要な地域とされている。

関東・近畿各地方の400以上の自治体を対象にしたアンケート調査¹⁶⁾は、里山が以前に比較して利用されなくなったことで問題が生じているとする自治体が、近畿地方で約6割、関東地方では約8割に達した。具体的に発生している問題としては、①廃棄物の投棄、②鳥獣害、③竹林の拡大、④管理担い手不足、⑤境界管理が困難、⑥生態系衰退、⑦開発、⑧治安悪化、等である。ここで、鳥獣害は、都市的地域で強く顕在化する傾向があった、としている。

II 里山保全の必要性和市民活動の意義

II-1 里山保全の必要性

前章において、里山は、かつて農用林・薪炭林として利用されてきた森林が、農業による化学肥料の普及や燃料転換等により利用されなくなり、放置されることによって、里山の植生が変化し、生物多様性の損失が進んでいることを述べた。そのことは、国民が自然環境への関心を高めるとともに、全国的な里山保全活動が活発化する契機になった。

従来は、土地技術の関係で、住宅開発などにおいて、少しは、樹林が残ってきた。しかし、近年、土木技術の進化により、住宅開発等において、里山の樹林地を残すことにも困難がある。それを防止するため、国や行政が土地を買い取り、公園化したり、緑地保全地区や市街地調整区域等の土地規制を実施するなど、何等かの保全的な施策によって、里山林の面的保全を図らなければ、今後とも里山林の減少は続くと考えられる。

我々が享受している物質的に豊かで便利な国民生活は、過去50年の国内の生物多様性の損失と国外からの生態系サービスの供給の上に成り立ってきた。生物多様性の危機構造として、第1の危機（開発による危機）、第2の危機（里山などの管理不足の危機）、第3の危機（外来種・環境ホルモンなど）、および第4の危機（地球環境の変化による危機）の4つの新たな危機を挙げている。

2010年以降も、過去の開発・改変による影響が継続すること（第1の危機）、昭和30年代以降の農業とライフスタイルの変化によって、もたらされたとされる里山などの利用・管理の縮小が深刻さを増していくこと（第2の危機）、一部の侵略的な外来種の定着・拡大が進むこと（第3の危機）、気温の上昇等が一層進むこと（第4の危機）などが、さらなる損失を生じさせると予想され、間接的な要因も考慮した対応が求められる。そのためには地域レベルの合意形成が重要である（環境省 2010c）。

現状を踏まえて、政府は、「21世紀環境立国戦略（2007年6月1日閣議決定）において、“SATOYAMA イニシアティブ”と名付けて国際社会に提案し、国土の約4割を占める里地里山地域のうち、未来に引き継ぎたい重要な里地里山について検討を進めるとともに、里地里山保全リーディングプロジェクトの推進を図る。環境教育の場やバイオマスの利用など、新たな利活用方策を検討し、都市住民や企業など多様な主体が新たなコモンズ（共有の資源）として管理し、持続的に利用す

る枠組みを構築する」旨が述べられている。

2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、我が国は、国際社会に対し、農業や林業など人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を提唱し、採択された。その重要なコンセプトとして、まとめられたのは、私有地および公有地での資源の共同管理の仕組みづくりの重要性であった。

II-2 市民活動の意義

II-2-1 管理を担う市民活動の台頭

1960年以降、二次的自然である里山は、その特性（人為による十分な管理）から、放置された里山は、畑地、水田と異なり、経済的価値が見込めないという問題が生じてきた。そのことにより、市民は身近な自然として市民が里山の価値を再評価することになった。このことは、人間と自然との再構築が、二次的な自然における生物多様性や審美的・文化的価値の維持に重要であることを市民が再認識する大きな契機となった。またそのような管理された里山が都市緑地の整備において重要な役割を果たすことになった。

1960年代の自然保護においては、原生的自然の開発に反対する活動にかえて、身近な自然を守る活動が多くなった。身近な自然を守るための手法は、「自然観察会」などによって、自然のすばらしさを多くの市民に理解してもらうことであったが、1980年代後半に里山の開発圧力から守るために、里山を市民の手で管理する2つの保全活動が出現した。ひとつは、山地を対象とした森林支援活動であり、すなわち管理の担い手不足による人口林を支援する林業の色彩の強い活動である。もう一つは、里山保全活動で雑木林を対象としたものであった。

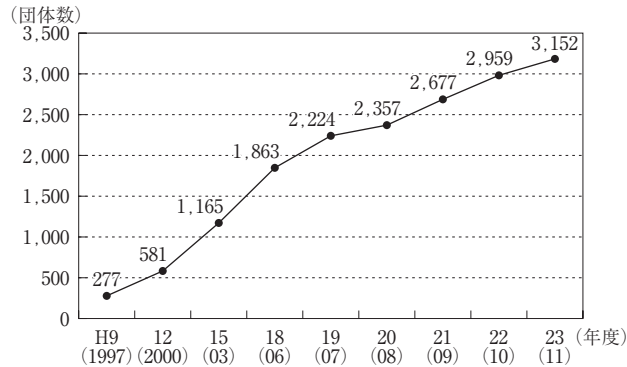
上述のような里山保全活動に市民が参加することは、原生的自然保護などの遠隔地における自然保護とは異なり、身近な自然との間に主体的な関わりを持ち、保全活動に参加する点に新たな意義が見出される。具体的には、以下の点が挙げられる。①農林業の結果としての二次的な自然の保全であり、文化や技術の伝承である、②循環型社会構築に向けて、資源の循環の利用に焦点が充てられる、③ライフスタイル変革への原動力となる、④生態系サービスの享受、⑤余暇を活用し、里山ボランティア活動に参加することは、地域内のコミュニケーションに寄与する、⑥保全活動を通じて、精神的な充足感が生まれると同時に、参加することによって、相互のネットワークが構築される、⑦市民が管理に参加する活動を通じて、周囲の市民に里山の価値を広める波及効果は大きい、⑧土地所有者と市民の間の信頼関係の醸成と里山を開発から守る効果がある。

II-2-2 市民ボランティアと里山保全

近年、環境問題への関心の高まりから、各地で市民ボランティアや企業による森林整備及び里山保全活動が拡大している。

林野庁「森林づくり活動についてのアンケート集計結果（2010年3月調査）」によれば、森林の整備・里山保全活動を実施しているボランティア団体数は、平成9（1997）年度277団体から、平成23（2011）年度には、3,152団体へと増加している（図II-1）。各団体の活動の目的としては、「里山林等身近な森林整備・保全」や「環境教育」を挙げる団体が多い（図II-2）。また、内閣府の「森林と生活に関する世論踏査」では、里山林や都市近郊林の居住地近くに広がる森林について

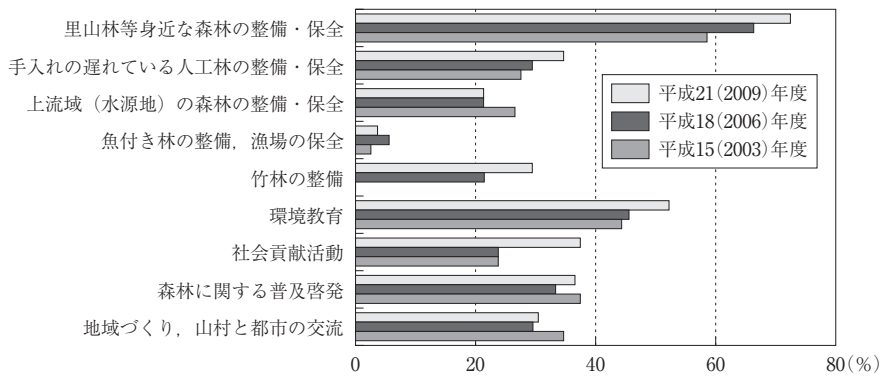
図Ⅱ-1 森林ボランティア団体数の年度推移



資料：平成22（2010）年度までは、林野庁「森林づくり活動についてのアンケート集計結果」（平成22（2010）年3月調査）・平成23（2011）年度については、林野庁研究・保全課調べ。

出所：後載参考文献（29）p.93

図Ⅱ-2 森林ボランティア活動の主な目的・内容



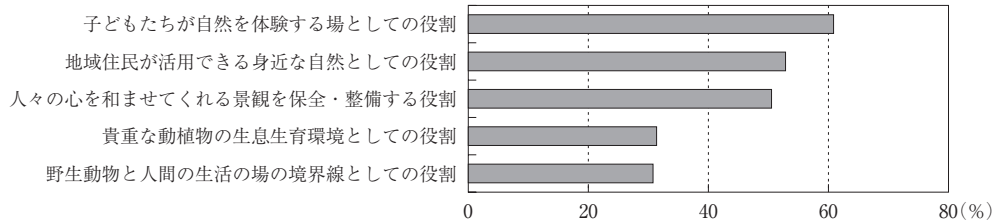
資料：林野庁「森林づくり活動についてのアンケート集計結果」（平成22（2010）年3月調査，平成19（2007）年3月調査，平成16（2004）年2月調査）

出所：後載参考文献（29）p.100

では、「子供たちが自然を体験する場としての役割」や「地域住民が活用できる身近な自然の役割」として期待されている（図Ⅱ-3）。それゆえ里山林の保全・再生のためには、地域住民が持続的に里山林と関わる仕組みをつくる必要がある。市民による里山保全活動の団体数に限定すれば、1998年時点で約150団体であった¹⁷⁾。また「里地里山の活動団体及び活動フィールド」調査によれば、972団体（上位4都道府県の保全体数、愛知県53、埼玉県48、千葉県38、兵庫県35）である（環境省 2001）。

地球温暖化対策等や生物多様性保全への関心が高まるなか、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動の一環として、企業による森林の整備・保全活動が広がっている。企業による森林づくり活動の実施個所は、平成16（2004）年度の433個所から、平成24（2012）年度の1,414個所へと増加している（図Ⅱ-4）。具体的な活動としては、顧客、地域住民、NPO法人等との協働による森林整備・保全活動、基金や財団を通じた森林再生活動に対する支援、企業のある森林を活用した地域貢献等が行われている。

図Ⅱ-3 里山林等の利用の在り方

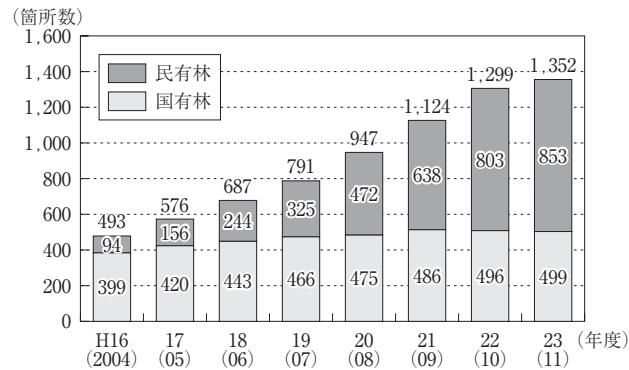


注：上位5回答について掲載。

資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成23（2011）年12月調査）

出所：後載参考文献（29）p.99

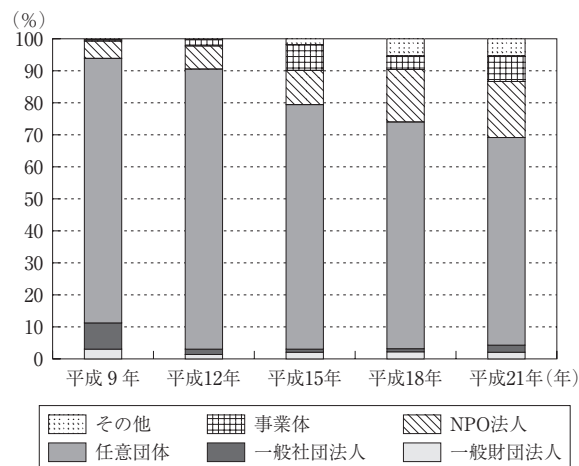
図Ⅱ-4 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



資料：林野庁研究・保全課調べ。

出所：後載参考文献（29）p.93

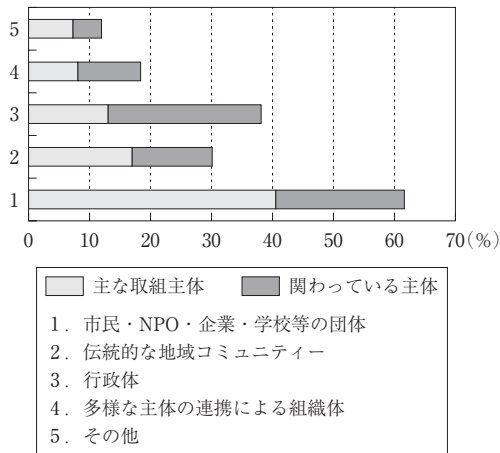
図Ⅱ-5 日本の森林整備ボランティア団体組織割合の年度推移



資料：林野庁、2010（平成22）年

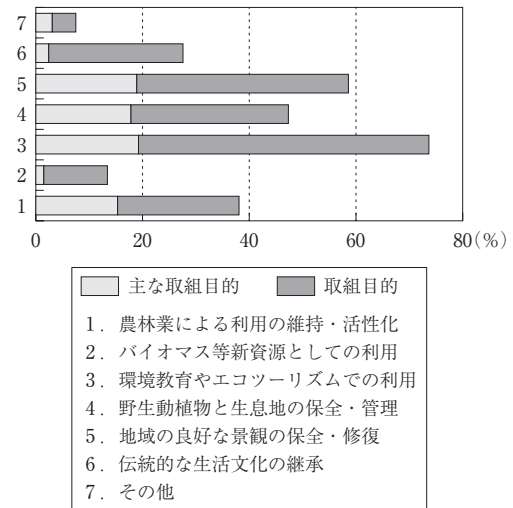
出所：後載参考文献（8）p.21

図Ⅱ-6 取組の主体



出所：環境省「2009年 里地里山保全活動推進効果に関するアンケート」調査/後載参考文献 (8) p.23

図Ⅱ-7 取組目的



出所：環境省「2009年 里地里山保全活動推進効果に関するアンケート」調査/後載参考文献 (8) p.23

林野庁のボランティア団体調査を組織形態の割合で比較したものが(図Ⅱ-5)である。平成12(2009)年度では、任意団体が65%で、全体の半数を占めているが、1997(平成9)年度からその割合を減らし、NPO法人や事業体制が増加している。これは、政府のボランティア活動の推進施策もあって、1998年に、非営利活動促進法(NPO法)が制定されたことが影響している。法人化して、組織形態を確立させることで、これらのボランティア活動が、より活性化すると考える団体が増加したためである。

環境省(2009)「里地里山保全活動推進効果に関するアンケート」によれば、里山保全の取り組み主体として、市民やNPO等が40.4%、関わっている主体と合わせて61.6%の割合となっている。一方、従来の里山管理主体と考えられる伝統的なコミュニティは、主な取り組み主体として17%、関わっている主体と合わせて30.3%となって、市民・NPO等の半分程度となっている。このことにより、里山保全活動はボランティア団体や市民活動による寄与度が高く、近年はNPO法人等による市民主体の活動が大きな役割を占めていることがわかる(図Ⅱ-6参照)。また、市民が里山保全活動の取り組む目的として、「良好な景観の保全、修復が主目的」19%、「環境教育やエコツーリズムでの利用」が同じく19%であり、「文化的サービス」主目的とする取り組みが里山保全の主要なものとなっている(図Ⅱ-7参照)。

前述のように、都市地域において、残された里山が開発等にさらされ、農業のあり方が大きく変質した状況のなかで、従来の農家・林家による経済的活動を主目的とした自家および共同の里山の維持・管理のみでは、保全が不可能な状況になってきている。そのため、近年、「文化的サービス(環境保全やレクリエーション等)」を享受するための公益的な目的による新たな里山保全の担い手として、市民が里山保全活動に参加するようになってきた。

その里山保全の担い手と保全の形態として、(1)市民が中心となるもの、(2)市民と行政、もしくは市民と土地所有者が共同で行うもの、または行政、市民、土地所有者が共同で行うもの、(3)行政と土地所有者が共同で行うもの、(4)企業が中心となるもの等に整理することができる。

本稿では、市民が主体となる取り組みとして、「新しい公共」の概念のもと(1)、(2)および(4)に焦点を充てることとする。実際、都市近郊において、市民グループが公益的な目的として、市民による里山保全活動の取り組みが全国的に展開されつつある¹⁸⁾。

Ⅲ 「市民による里山共同管理」の類型と仕組み

都市地域の「市民による里山共同管理」は、実際、どのような形態で実施されているのだろうか。それを整理するためには、(1)保全の対象地の所有形態、(2)実施における維持・管理主体、(3)資金調達（費用負担）に注目することが重要である。土地所有者や行政が所有する里山を市民が管理可能にするための仕組みを(1)に基づいて、類型化を試みると、次の4タイプに分類できる。

- A 「市民共有地における共同管理」
- B 「公有地（都市公園や公有林・国有林等）における共同管理」
- C 「民有地（自治体・市民・土地所有者の契約による）における共同管理」
- D 「企業における共同管理」

1. Aタイプは、「市民共有地における共同管理」である。

ナショナル・トラストなどにより、保全すべき土地の市民の共有地化を実現し、トラスト地を市民グループが維持・管理、利用するタイプである。

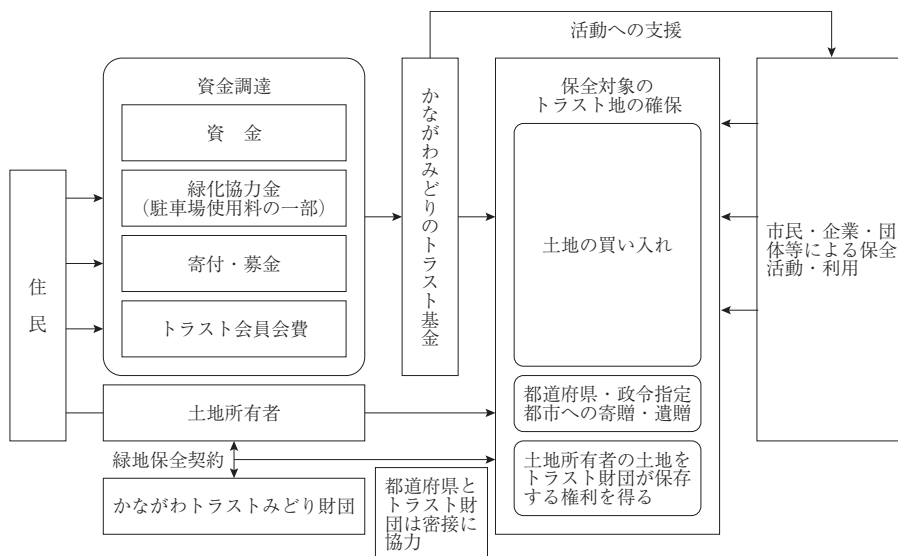
主として、都市地域に部分的に残された身近な緑地（雑木林等）を少しでも多く保全し、次の世代へ引き継ぐために、都道府県等あるいは保全活動団体が寄附等を募って土地の買い上げしたり、寄贈を受け入れたり、土地所有者の協力を得て緑地の保存契約を行って特定の緑地を共有化していく仕組みである。その緑地を市民グループが森林ボランティア（主として雑木林や人工林を対象）として維持・管理実施し、利用するタイプである。①市民が中心となるもの、②自治体と市民が協働で進めているものがある。その代表的な仕組みは、図Ⅲ-1に示される。

2. Bタイプは、「公有地（都市公園や公有林・国有林等）における共同管理」である。

都市公園や国公有林等の公的所有地に存在する里山を、市民グループ等が維持・管理を実施し、利用するタイプである。

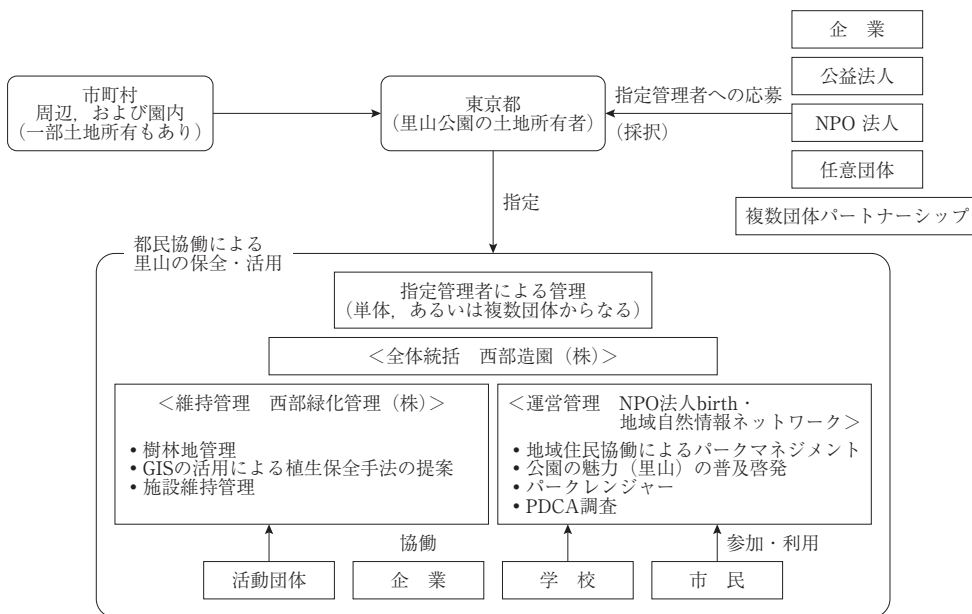
都市公園内の里山については、(1)計画当初から公園区域にあるもの、(2)新たに「都市林制度」²⁰⁾によって、緑地を都市公園として整備するもの、(3)自治体等が、保全を必要とする土地を都市計画公園区域等として確保し、市民が利活用できるように公園（里山公園）として整備するもの、がある。(1)と(2)については、自治体や緑地管理機構（公益財団法人や一般財団法人等）が公認・組織した市民グループに運営を管理委託するという形式をとり、資金調達は、主として、自治体からの活動費等と森林ボランティア会員からの会費等で賄われることが多い。(3)については、「管理指定者制度」²¹⁾（2003年6月地方自治体法改正に伴い創設）を活用して、管理運営を東京都議会より選定された「指定管理者」に委ねる。複数の指定管理者によるパートナーシップを構築する場合

図Ⅲ-1 かながわみどりのトラスト運動の仕組み図



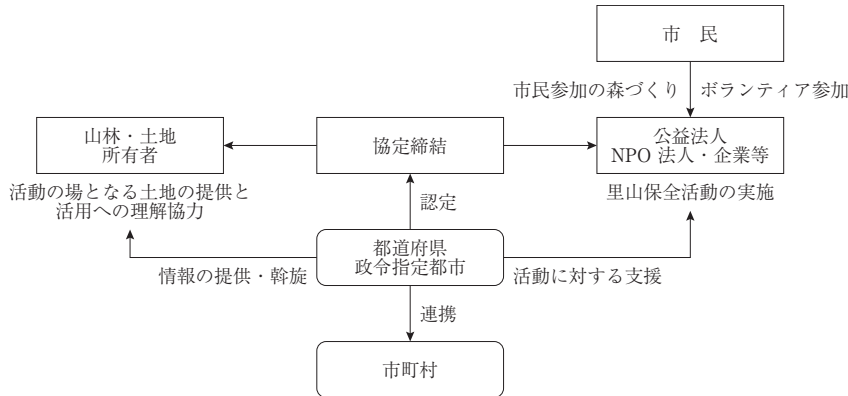
出所：環境省 web サイト
 〈http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf〉
 多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における「新たな共同利用」推進のために— “2-2
 トラスト活動”を参照，一部加筆し作成

図Ⅲ-2 指定管理者制度の仕組み図（東京都 狭山丘陵の都立公園事例）



出所：環境省 web サイト
 〈http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf〉
 多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における「新たな共同利用」推進のために— “6-2 里山公園
 化による活動拠点の整備”を参照，一部加筆し作成

図Ⅲ-3 里山保全活動協定の認定の仕組み図



出所：環境省 web サイト

(http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf)

多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における「新たな共同利用」推進のために—
“5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定”を参照し作成

もあり、それは多様な主体によって管理する仕組みになっている。とりわけ、公園の維持・管理においては、住民協働と位置付けられ、市民グループが主体的に学校、企業、NPO法人等の活動団体とともに公園内の保全活動を実施し利用する。資金調達は、当該企業等の事業費、東京都より指定管理料、公園利用料収入等が挙げられる。その「指定管理者制度」の仕組みは、図Ⅲ-2に示される。

国公有林が対象となる場合は、国や自治体より、土地の提供を受けて、NPO等と協定を交わし、緑の募金事業として、資金供給を受ける場合がある。その土地を市民・自治体・NPO法人等の協働によって、“市民参加の森づくり”を推進し、適切な維持管理を行う場合である。その代表的な里山保全活動協定の認定の仕組みは、図Ⅲ-3に示される。

3. Cタイプは、「民有地（自治体・市民・土地所有者の契約による）における共同管理」である。

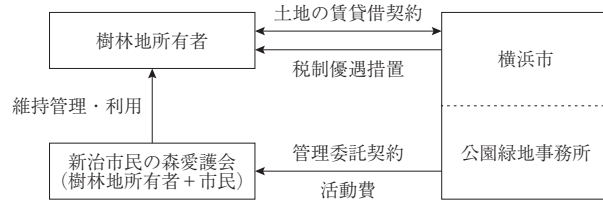
民有地のみどりを創出するために、自治体・市民・土地所有者の契約によるものである。

自治体レベルの制度面では、市町村において、緑の基本計画を策定し、その中で決定された「市民の森制度」²²⁾に基づくもの、国政レベルでは、1995年に都市緑地保全法の改正により創設された「市民緑地制度」²³⁾等を活用するものである。

「市民の森制度」においては、自治体と土地所有者の間で、①土地使用賃貸契約（土地所有者には固定資産税・都市計画税の減免等の優遇措置）や、②土地賃貸借契約（固定資産税・都市計画税相当額の借地料の優遇措置）を交わし、一方、都市緑地法のもと「市民緑地制度」においては、都道府県等や緑地管理機構が、土地所有者や建築物等の所有者との間で、管理協定（市民緑地契約）を締結することにより保全の枠組みが作られる。土地所有者は、管理上の負担が軽減されるとともに、税制上の優遇措置を受けることが可能となる。

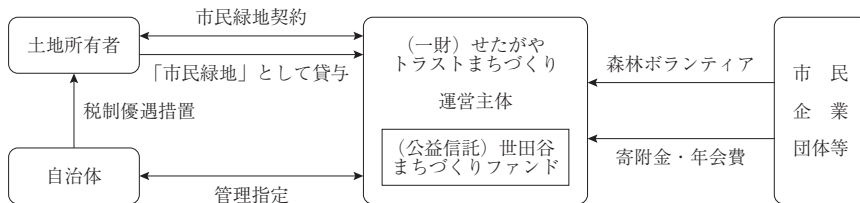
制度指定後は、自治体等が事業者²⁴⁾に管理協定を締結し、下草刈りなどの清掃や巡視等については、前者は、土地所有者や市民によって結成された「市民の森愛護会」が、後者においては、当該財団の会員や市民ボランティアが担い、そこを一般の市民にも公開される仕組みである。市民

図Ⅲ-4 「市民の森制度」を活用した仕組み図（「新治市民の森愛護会」事例）



出所：横浜市環境創造局 web サイト
 〈<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/shiminnomori/shimin-niiharu.html>〉
 「新治市民の森」を参照し、筆者作成

図Ⅲ-5 「市民緑地制度」を活用した仕組み図（「せたがやトラストまちづくり」事例）



出所：（一財）せたがやトラストまちづくり web サイト
 〈http://www.setagayatm.or.jp/trust/green/cgs_system/index.html〉
 「民有地のみどりの保全と創出—市民緑地制度—」を参照し、筆者作成

の森制度を活用した事例の仕組みは、図Ⅲ-4、市民緑地制度を活用した事例の仕組みは、図Ⅲ-5に示される。

山林所有者が対象となる場合は、自治体が仲立ちしてNPO法人等の保全活動団体と山林所有者間で里山保全協定を締結し、保全活動団体等に活動の場を提供するものである。具体的には、里山における保全活動を行うNPO法人等と山林所有者の間で、協定を締結し、自治体より認定を受けた、その保全活動団体が、市民ボランティア等の支援を得て、継続的に保全活動を行うものである。その仕組みは、上述の図Ⅲ-3里山保全活動協定の認定に該当する。

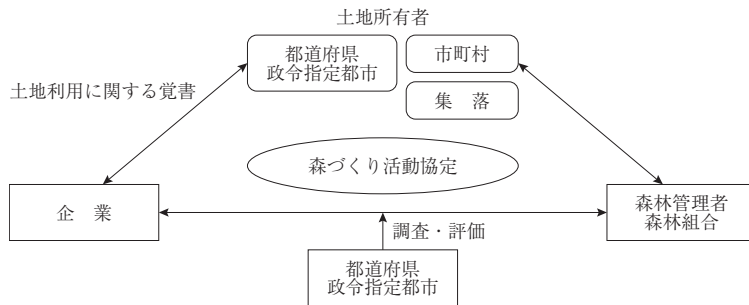
4. Dタイプは、「企業における共同管理」である。

企業における共同管理には、企業の所有地を対象にして、森林の維持管理を実施するものと、企業が都道府県や市町村等土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森（企業の森）を維持管理するものがある。後者の場合は、例えば大阪府の企業等と土地所有者のマッチング「アドプトフォレスト制度」を活用して、森林づくり活動を実施する場合がある。

その仕組みは、まず森林づくり活動協定（森林保有者・企業・都道府県・市町村の4社協定）を締結する。その際、里山活動を計画的かつ継続的に推進するために、全体コーディネートを都道府県等が担うことが、重要である。協定後、企業は森林管理者と管理委託契約を交わし、森林保全活動を実施する。

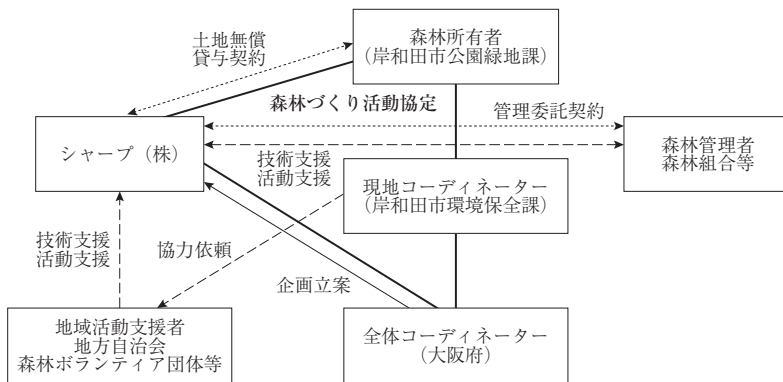
企業における維持・管理の手法は、①社員等による実践的な森づくり活動、②森づくりの普及啓発・地域交流、③森林環境教育の実施からリーダーの育成、④資金提供、⑤本業と一体となっ

図Ⅲ-6 一般的な「企業の森」の仕組み図



出所：環境省 web サイト
 〈http://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/kyoudouriyoutebiki.pdf〉
 多様な主体で支える地域の里地里山づくり—里地里山における「新たな共同利用」推進のために— “企業の森づくり” を参照し作成

図Ⅲ-7 アドプトフォレスト制度（大阪府「シャープの森」の事例）仕組み図



出所：堺市役所 web サイト 堺市緑の政策審議会部会
 〈www.city.sakai.lg.jp/.../midori_bukai_23_04_s2_2.pdf〉
 企業等と土地所有者のマッチング「アドプトフォレスト制度」参照、一部加筆し作成

表Ⅲ-1 市民による里山共同管理の類型

保全対象地の所有形態		維持管理主体	資金調達（費用負担）
A	市民共有地	(1) 市民グループ	① 当該団体（当該会費）
B	公有地 都市公園 国公有林	(2) 公益法人	② 基金（法人・個人：寄付金）
		(3) NPO 法人	③ 自治体（活動費・補助金）
C	民有地 山林所有者 自治体・市民・土地所有者との契約による	(4) 企業	④ 団体（助成金）
		(5) 任意団体	⑤ 企業（自己資金）
D	企業	(6) 複数団体パートナーズ	⑥ 物品販売・利用料収入

表Ⅲ-2 市民による里山共同管理の取り組み事例

	類 型	管理運営主体	活 動 内 容
1	A-(2)-①②③⑥	(公財) トトロのふるさと基金	狭山丘陵の自然保護・トトロの森の環境整備
2	A-(2)-①②③	(公財) かながわトラストみどり財団	かながわのナショナル・トラスト運動「トラスト地」の緑地保全
3	A-(2)-①②③	(公財) さいたま緑のトラスト協会	さいたま緑のトラスト運動「緑地保全」
4	A-(2)-①②③④⑥	(公財) 鎌倉風致保存会	鎌倉市内の緑地保全
5	B ₁ -(6)-①③⑤⑥	西武・狭山丘陵パートナーズ	狭山丘陵の都市公園
6	B ₁ -(3)-①③④	(NPO 法人) かわさき自然調査団	川崎市「生田緑地」保全
7	B ₁ -(1)-①③	桜が丘公園雑木林ボランティア	「東京都立桜ヶ丘公園」保全
8	B ₁ -(1)-①②③④	なごや東山の森づくりの会	名古屋市「東山の森」保全
9	B ₂ -(1)-①③④	神於山保全活用推進協議会	岸和田市「神於山地区」保全
10	B ₂ -(3)-①③	(NPO 法人) もりづくりフォーラム	フォレスト21「さがみの森」保全
11	C ₁ -(3)-①②③	(NPO 法人) みのお山麓保全委員会	「みのお山麓」保全
12	C ₂ -(3)-①③	(NPO 法人) 新治市民の森愛護会	横浜市「新治市民の森」保全
13	C ₂ -(2)-①②③	(一財) 世田谷トラストまちづくり	世田谷のトラスト運動「市民緑地」
14	D-(4)-⑤	シャープ (株)	神於山シャープの森
15	D-(4)-⑤	トヨタ自動車 (株)	エコの森プロジェクト

た環境活動 CSR の一環として行われており、多様化している。

企業が主体となることで、里山を含む森林の維持・管理に社員等の労力や資金提供が確保される。また、適切な管理活動が継続されることで、地域全体に貢献する活動としても推進する意義は大きい。一般的な「企業の森」の仕組みは、図Ⅲ-6、アドプトフォレスト制度（大阪府）を活用した事例の仕組みは、図Ⅲ-7に示される。

表Ⅲ-1をベースにして、市民による里山共同管理の取り組み事例を分類すれば、表Ⅲ-2のように整理できる。次章では、表Ⅲ-2で示した具体的な取り組み事例を紹介しよう。

Ⅳ 類型に基づく「市民による里山共同管理」の取り組み事例

1 (公益財団法人) トトロのふるさと基金——狭山丘陵の自然保護・里山の環境整備——

(公財) トトロのふるさと基金は、狭山丘陵の自然保護・里山の環境整備を市民が中心となり、進めている取り組みである。狭山丘陵は、東京都と埼玉県の境にある丘陵（東西約11km、南北約4km、面積約3500ha）である。映画「となりのトトロ」で取り上げられたことにより、一般に「トトロの森」と称されている。「トトロの森」の多くは雑木林であり、これらは長い歴史を通じて人々の生活の中とともに形づくられた二次林というべきものである。自然の恵みは人々の生活を支え、自然を利用することによる循環型の生活は、雑木林を擁する里山の環境にこそ、存在し

たといえる。その周辺の里山や平地林の保全をするために、市民・団体・企業の協働の取り組みが進められており、その事業主体が（公財）「トトロのふるさと基金²⁴⁾」である。当該基金2015年度事業計画書によれば、「狭山丘陵の土地や文化財をナショナル・トラストの手法により取得する活動をメインの事業としつつ、ナショナル・トラスト事業、里山管理事業等を推進し、狭山丘陵における自然環境の保護及び整備の推進に寄与する」としている。

狭山丘陵では、戦後のレジャー施設開発にはじまり、1960年代後半には、中規模な宅地造成が進行した。1960年代から地元住民が取り組んできた環境保全活動と1990年から開始したナショナル・トラストを合わせて引き継ぐ形で、1998年4月20日に「トトロのふるさと財団」が設立され、その後、2011年4月には、（公財）トトロのふるさと基金になった。

当該基金は、保全するためのトラスト基金を運営しており、同基金に対する個人・企業・団体等からの寄附は1990年の基金創設以来、総額4億7,552万7,596円（2014年3月31日現在）である。集まった寄附金は、所沢市内を中心に宅地開発が進み、里山が保全されなくなるおそれがある狭山丘陵の土地28箇所、面積：約52,064m²、金額：3億5,792万9,707円（2014年12月16日現在）の土地の購入に活用された（付録1参照）。また、保全地を森林ボランティアの市民による下草刈り・清掃等の活動を通じて、それを広く社会にアピールすること、より広い面積が保全されることを目指している。

資金調達は、上述の市民・企業・団体等の寄附金のほか、会員による会費（正会員のほかに、家族会員、賛助会員、法人会員）、自治体からの補助金・助成金、そして、物品事業販売による収益等がある。これは、主として、「トトロ」のキャラクターをあしらったグッズの販売によるものである。

2 （公益財団法人）かながわトラストみどり財団——「トラスト地」の緑地保全——

神奈川県的身近なみどりを次世代に引き継ぐために、県内の優れた自然環境及び歴史的環境を県と県民と協働で「かながわのナショナル・トラスト運動」を進めている。具体的には、神奈川県民から広く寄附等を募り積立、それを資金として、乱開発等から保全すべき土地等を取得、また土地所有者から寄贈や遺贈も受けて、トラスト地として緑地保全活動を実施する。

その仕組みは、当該運動の推進組織として、「かながわトラストみどり財団²⁵⁾」（1984年発足・1985年設立）、そして、当該運動の資金面を支援するのが、県が設置する「かながわトラストみどり基金」（1986年設置、原資は県の積立金、緑の協力金、市民・企業・団体等の寄附金等）である。その両者が一体となり、「トラスト地の緑地保全」の活動を推進している。

具体的な役割として、「かながわトラストみどり基金」により、保全すべき緑地の買い入れや寄贈により取得した緑地を保全する。また当該運動の推進組織である「かながわトラストみどり財団」は、土地所有者との緑地保存契約の締結による緑地保全を図り、その緑のトラスト地を県民や市民団体等の森林ボランティアが、維持・管理活動（下草刈りや清掃など）を実施する。県民や市民団体等は、当該財団のトラスト会員に登録をすることによって、会費や寄附等の支援をするとともに森林ボランティア活動に参加することができる。

「かながわトラストみどり基金」への寄附累計額は、12億8,547万8,547円（2014年3月31日現在）である。それは、トラスト緑地28箇所、面積86haを超える土地の購入に活用された（付録2参

照)。

トラスト会員には、普通会员に加えて、「トラスト緑地保全支援会員制度」(2008年1月に開設)のもと、普通会员が任意で加入して、特定の緑地を指定して支援を行う「トラスト緑地保全支援会員」がある。前者は、かながわのみどりを、守り育てる運動を支える会員であり、会費は緑地保全や地域の緑化のほか、財団の運営に充当される。後者は、会員が指定した緑地の自然再生や管理作業費用に、会費の全額が充当されることが特徴の一つである。そのモデル緑地として、小網代の森緑地(三浦市)、久田緑地(大和市)、桜ヶ丘緑地(横浜市)が選定されている。そこでは、森林ボランティアである市民団体の協力を得て、自然再生や維持管理活動が行われ、良好な自然環境が保全されている。

資金調達は、県の積立金による基本財産運用益、緑化協力金、市民・企業・団体等からの寄附金、自治体よりの委託金、そして、トラスト会員による会費である。その会費のタイプは、上述のように、「トラス会員(普通会员)」と「トラスト緑地保全支援会員(任意加入)」があり、それぞれ個人・家族・法人・団体の種類がある。

3 (公益財団法人) さいたま緑のトラスト協会——さいたま緑のトラスト運動——

2と同様に、埼玉県においても、「さいたま緑のトラスト運動」を、県が主導し、県民が主体となり協働で進めている。具体的には、埼玉県民から広く寄附を募り積立、それを財源に保全すべき土地等を取得して公有地化を進めるとともに、土地所有者からの寄贈や遺贈も受けて、緑地保全活動を実施している。2012年現在、「さいたま緑のトラスト」保全地は、12箇所、面積：58.6haである(付録3、表-3参照)。

仕組みは、埼玉県に設置された、当該運動の推進組織として、「さいたま緑のトラスト協会」²⁶⁾(1984年に発足)、当該運動の資金面を支援するのが、「さいたま緑のトラスト基金」(1985年発足・2012年4月に公益財団法人)である。その両者が連携し「さいたま緑のトラスト運動」の緑地保全活動を進めている。それぞれの役割として、「さいたま緑のトラスト協会」は、県民や市民活動団体等の森林ボランティアの協力を得て、緑のトラスト保全地の維持管理活動(下草刈りや清掃など)を行うだけでなく、トラスト運動の輪を広げていくために、広報紙の発行や自然観察会の開催などの普及啓発活動を実施している。その活動には、会員の市民ボランティアが企画の段階から参加している。

資金調達は、県の積立金、個人・企業・団体等の寄附金、会員の会費(個人・家族・グループ・法人会員)等である。トラスト基金への寄附は、埼玉県への寄附となるので、次のような税制優遇措置がある。法人の場合は、全額損金算入、個人の場合は、優れた政策に対して寄付を集める、「市民が用途指定できる税」として制度化された「ふるさと納税制度」が適用となり、確定申告をすることにより、寄附金額から2千円を引いた額が所得税と住民税(住民税所得割額の10%上限など条件がある)の控除がある。

ふるさと納税制度を活用した注目したい取り組みがある。宮代町は、「緑の推進事業」として、第5号地「山崎山の雑木林」を周辺地域と一体的に管理し、そこでの自然のふれあいを通じた体験事業を推進するために、2001年度に13,216m²を約1億4,100万円(かながわみどりのラスト基金3分の2、宮代町3分の1)で取得した。そのトラスト地(里山)の整備及び今後の保全活動等経

費の資金調達に際し、「ふるさと納税」を活用して全国に寄附を募ったことである。当初、募集金額（必要経費）は500万円であったが、環境意識の高い775名の市民によって、9,394,000円の寄附が集まった。²⁷⁾このことは、自治体が政策を呼びかけ、事業を示して推進していく、新たな自治のあり方を提示していると言える。

4 （公益財団法人）鎌倉風致保存会——鎌倉市内の緑地保全——

2および3同様に、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えるために、鎌倉市内の緑地保全を神奈川県と県民が協力して進めている取り組みである。（公財）鎌倉風致保存会は、鶴岡八幡宮後背の山林「御谷（おやつ）」の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立された団体である（1964年12月）。そこで、「御谷山林」1.5haを市民等からの寄附金900万円と鎌倉市からの600万円にて買い上げ保全地としたことにより、わが国のナショナル・トラストの第1号と言われている。その後、1966年には「古都保存法」が制定され、鎌倉は乱開発から守られることとなった（現在の会員数443名）。

その仕組みは、（公財）鎌倉風致保存会の活動を資金的に支援するため、鎌倉市が「管理及び処分に関する条例に基づき、風致保存基金」²⁸⁾（2013年度の風致保存基金及び運営補助金：累計額11,863,000円）を設置し、当該保存会は、その基金を活用して緑地を確保し、それを当保存会会員により維持・管理を実施し、利用する。

（公財）鎌倉風致保存会の主な事業は、緑地保全事業、建造物等保存事業、普及啓発活動事業等である。その緑地保全事業の取り組みは、当該保存会所有の緑地4か所：御谷山林（1.567ha）、笹目緑地（1.179ha）、十二所果樹園（5.035ha）扇ガ谷庭園（0.26ha）をはじめ、国指定史跡の北条氏常盤亭跡、東勝寺跡、朝夷奈切通や史跡に続く寺院の背後の緑地等において、当該会員と市民による「みどりのボランティア」の活動（下草刈り、枝はらい、倒木の整理などの作業）によって維持・管理されている。

鎌倉市の「みどりの計画 平成26年度版」²⁹⁾によれば、具体的な活動内容として、当該保存会所有の緑地、市や寺が所有する史跡内緑地の保全作業を本会員を中心とするボランティアにより年120回以上実施した。また、本会員以外による緑地保全「みどりのボランティア」等もさまざまな活動を行っている。例えば、2013年度において、当該会員が、「みどりのボランティア」とともに、史跡指定地などで下草刈りや倒木処理などの緑地保全作業を実施（計36回・述べ980人参加）した。また、当該保存会会員が、十二所果樹園において、クリ20本、コナラとミズナラ10本、カエデ3本、タチバナ2本、エドヒガン2本等を植樹した（2014年3月1日）、としている。

5 西武・狭山丘陵パートナーズ——狭山丘陵の都市公園——

狭山丘陵にある都立4公園（野山北・六道山公園・狭山公園・東大和公園・八国山緑地）は、「指定管理者制度」（2003年6月地方自治体法改正に伴い創設）のもと、2006年4月1日より「西武・狭山丘陵パートナーズ」が「指定管理者」として公園の運営管理を実施している。³⁰⁾

「指定管理者制度」とは、公園の管理について民間事業者等のノウハウを活用して、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すものである。同制度においては、当該団体に施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を

収入にすることができる。このことが、本取り組みの特徴の一つである。

「西武・狭山丘陵パートナーズ」は、民間事業者とNPO法人等4つの団体により構成された複数パートナー型の団体である。その仕組みは、運営管理の全体統括を西武造園（株）が担い、樹林地・施設等の維持管理を西武緑化管理（株）、協働のコーディネイトをNPO法人birth、そして、自然保全再生をNPO法人地域自然情報ネットワークが、それぞれ役割を分担して担っている。維持管理においては、園内を適正な状態に維持し、自然環境の保全と活用を考えた植生管理を目指し、運営管理においては、ボランティア・市民団体との協働による公園運営を進め、また、パークレンジャーによる園内のパトロール、自然環境の保全を実施する。

当該事業計画書（概要版）によれば、特に重視する管理運営の方針として「里山の価値を都民協働によって次世代に伝える」ことが掲げられている。実際、公園内の維持・管理は、都民協働と位置づけられており、イベントを担当するNPO法人が、多くの森林ボランティアを育成し公園管理につなげている。具体的には、幅広い都民参加「里山クラブ」を設立し、活発に都民協働を展開するとともに、環境教育プログラム「里山学校」を展開し、公園管理運営を担うとしている。さらに、既存ボランティア団体との連携によりネットワークを構築し「協議会」「公園ボランティア会議」を開催し、諸活動の連絡、調整などコーディネーターとして、より良い公園の活用を図る。雑木林の管理に関しては、里山としての自然環境を保全・回復するため、今まで東京都が実施していたモニタリング調査結果等をもとに地域の特性や自然の回復力を生かした里山林の育成や樹林地の管理を行い、里山林や草地、水辺の管理では都民・公園ボランティアの支援を得つつ、多様な生物が生息する里山の存続を図るとしている。

なお、都民は、公園ボランティアに一年間、登録をして、主体的な里山保全活動に参加できる。年間登録費は1,200円（ボランティア保険料、消耗品費、通信費など）である。

6 （NPO）法人かわさき自然調査団——川崎市「生田緑地」保全——

川崎市第1号の都市計画緑地である「生田緑地」とその周辺エリアには、里山的自然環境を保全するために、行政と多数の市民団体が協働して活動を実施している。具体的な取り組みの一つに公園内の維持管理や動植物を守るための活動があり、とりわけ重視していることは、生物の棲息環境保全を考慮した里山管理を進めていることである。³¹⁾

主な取り組み概要は、2005年に策定された川崎市の「生田区緑地管理計画」に基づき、「生田緑地」に係る市民・活動団体・川崎市が連携し、生田緑地の管理・運営のために、「生田緑地植生管理協議会」が設立された。翌年、生田緑地（多摩区側）の雑木林の適切な植生管理を進めるために、その個々の市民活動の調整を図る「生田緑地植生管理協議会市民部会」を発足させて、市民合意のもと、より詳細な植生管理等を行い、順応的管理活動に取り組んでいる。

その仕組みは、活動の管理運営主体は、NPO法人かわさき自然調査団³³⁾（市民の合議による植生管理計画を作成）が担い、実際の植生管理は、生田緑地植生管理協議会市民部会（生田緑地の雑木林を育てる会、生田緑地雑木林勉強会、飛来谷戸の自然を守る会、ホタルの里の畑を守る会、生田緑地の谷戸とホトケドジョウを守る会等）がフィールドにおいて、植生管理を計画、一定の管理作業を実施、その結果を調査、評価するというサイクルで行う。また、市民活動として生田緑地の植生管理を適切に進めていくためのシステムの構築と、生田緑地で活動している市民団体以外の一般市民が

公園利用することによって、植生管理に参加する機会を提供し、市街地における里山の新しい保全管理を実践する。例えば、「生田緑地の雑木林を育てる会」³⁴⁾は、活動の年次計画を策定し、多摩区道路公園センター、及び生田緑地で活動する他のボランティア団体との情報交換・意見調整を図りながら、下草刈り、間伐、植林等の整備作業を会員の自主参加により実施する。保全・整備活動は「安全」を重視し、作業に使用する機器（チェーンソー、刈払機）用具（鋸、剪定鋏、刈込み鋏）などの正しい使用法、手入れの仕方についての指導も行う。資金調達は、団体助成金等、多摩区役所道路公園センターが法的管理とともに財政的な支援をサポートしている。

7 桜が丘公園雑木林ボランティア——「東京都立桜ヶ丘公園」保全——

東京都と市民が協働で管理しているものである。すなわち、東京都が所有している雑木林を市民が管理している事例である。その活動を担うのが、桜が丘公園雑木林ボランティア³⁵⁾である。

桜ヶ丘公園は、多摩丘陵の多摩ニュータウンの東縁に位置し、その中の2haの雑木林「こならの丘」が雑木林ボランティア活動の場である。活動は、1991年に開始され、雑木林ボランティアの定期募集は、年1回3月頃に都の広報紙に掲載され、毎年公募によって80名ほどのボランティアが登録されている。毎月2回の土曜日を活動日としており、会費は1200円（ボランティア保険700円、茶菓子代500円）となっている。わずか2haの雑木林を10年間に延べ数百人の市民が参加したことは意義深い。また、冬に実施するどんぐり祭り（木工クラフト、落ち葉遊び、焼芋等）や、もちつきイベントを行いつつ、区民に対して、広く一般公開している。

桜が丘公園雑木林ボランティアの活動は、多様な市民が自分のペースで参加できるようになっている。その活動内容は、作業・調査・自然教室・研修に分類され、さらに作業については、雑木林の手入れ（間伐・下草刈り、清掃等）と手入れ後の「産物利用」に分けられる。産物利用は、雑木林の手入れに伴って発生した林や刈り草を活用し、伐採や炭焼き等を体験するとともに、雑木林の直接的な管理を無理せず、ゆったりとしてペースで進めるうえでも不可欠である。

本ボランティアの募集に際しては、ボランティアが本人の意思によるものゆえ、委託関係ではなく、本人の意思による登録というシステムになっており、登録条件は、本人の意思を尊重するため、①積極的に雑木林に関わる意思があること、②自分の責任で活動できることの2点である。

桜が丘公園雑木林ボランティアの構成は、10代から80代まで、年齢、職業、性別とも多様である。ボランティアは、さまざまな年齢や職業をもった市民から成り立っている方が、豊かなネットワークが形成できるし、活動にも広がりをもてる。それぞれの人にできる範囲のことで参加できる活動ならば、多様な市民が参加し続けることが可能となると考えられている。また、主として、多摩市に在住の都民が多いが、桜が丘公園の通常の利用者の範囲を越えて、葛飾区や大田区からの参加者もあり、職業もさまざままで造園関係のコンサルタント、大学生、主婦、そして定年退職者も参加している。

8 なごや東山の森づくりの会——名古屋市「東山の森」の保全——

土地所有者から名古屋市が寄贈を受け、名古屋市が管理する東山公園・平和公園では、市民・団体・企業で結成される市民協働組織「なごや東山の森づくりの会」³⁶⁾によって、雑木林、竹林、田んぼ、畑、ため池、炭焼きなどの里山の管理活動が行われている。

この取り組みは、名古屋市の「緑のまちづくり条例」で定められた「緑のパートナー認定」及び「緑のまちづくり活動に関する協定」に基づいて実施されている。通常は公園管理者以外が主体的に管理運営行為を行うことはできないが、緑のまちづくり活動に関する協定を結ぶことにより、森づくりの会が主体となって樹林管理や湿地管理等の管理運営行為の一部を担っている。概ね、里山環境の管理活動は6カ所、総面積として約110ha（平和公園南部約58ha、天白溪22haなど）である。なお、森づくりの会には、5つの班・部（平和公園里山班・なごや東山南部里山班・子ども東山の森づくり隊・調査活動班・ハンノキくらぶ）があり活動しており、会員数186名である（2014年1月現在）。また、名古屋市内の公園・緑地において自然環境の保全や再生取り組む市民活動団体と名古屋市が協力して「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」を設立し、団体相互の情報交流を行い、課題の共有化や活動の活性化、仲間づくりを進めている。

資金調達は、当該会員の会費、イベント収益、市からの委託金、助成金および寄附等である。（2008年度の収入：4,492,404円）。

9 神於山（こうのやま）保全活用推進協議会——岸和田市「神於山地区」保全——

2005年6月に、里山としては全国で初めて「自然再生推進法」に基づき、大阪府岸和田市の神於山（こうのやま）の保全・再生を目指した計画が実施された。この実施計画は、竹林やくずに覆われる等植生が急激に変化、荒廃しつつあった里山の状況を受け、山、本来の樹種を保全育成し、里山の生態系を再生することを長期的目標とし、短期的には竹林の適正な整備を目標とするものであった。³⁷⁾

「神於山の保全・活用（約180haの区域）」については、「神於山地区」に放置された竹林の繁茂や、不法投棄等を防止するための森林整備等に、市民、ボランティア、企業、自治体（岸和田市）が協働で、2004年に「神於山保全活用推進協議会」（神於山保全くらぶ「WOOD・木・樹」、大阪府「魚庭の森」づくり協議会、シャープ（株）、光明連合座中など43団体）が設立され、「神於山の里山再生」を推進している。この再生事業は、「神於山保全くらぶ」による保全活動（タケの除去等）「大阪府漁連青年部」による森づくり活動、「春木川をよくする市民の会」による定期的な清掃活動が実施されるなど、多様な主体が保全活動に関与している。神於山の所有・管理関係は、神於山の所有権は岸和田市の公園緑地課、管理（全体のコーディネート）は大阪府（治山事業：遊歩道や保安林の整備）、現地のコーディネートは岸和田市の環境保全課である。

また、民間企業の環境CSR活動の一環として、2006年2月以来シャープ株式会社が植栽等に参加している。「神於山シャープの森」に関しては、14において後述する。

10（NPO法人）もりづくりフォーラム——フォレスト21さがみの森の保全——

フォレスト21「さがみの森」は神奈川県津久井郡津久井町「仙洞寺山国有林」内であり、「市民参加の森づくり」を行政・NPO・市民の協働によって推進していくためのモデル事業であり、この森を市民が維持管理している。

本取り組みは、緑の募金法制定の記念事業として行われており、三者協定による共同事業である。具体的には、関東森林管理局東京分局より国有林用地の提供を受け、実施主体であるNPO法人森づくりフォーラムが企画・運営を担い、³⁸⁾公益社団法人国土緑化推進機構より、緑の募金記

念事業（開始時期：1997年2月～・事業費：500万円）として資金供給を受ける。

それぞれの役割において、行政は、仙洞寺山国有林の提供し NGO が作成した森林計画及び試行計画についての協議を行う。（NPO 法人）もりづくりフォーラムは、上述の三者協定に基づき、森林の維持管理に関する全ての責任を負う。具体的には、毎月第二火曜日にフォレスト連絡協議会を開き実行計画を決定、「市民参加の森づくり」の促進に必要な事業を行うとともに、新しいグループの組織化を支援する。市民は、森林の多面的な価値を最大限に活用するための労力を提供し、里山保全作業に参加する。

主な目的は、市民参加の森づくり活動を普及啓発すると共に、市民が森林計画、利用計画を作成し、未来の「モデルフォレスト」として、「多様性と継続性」をキーワードに、森林の総合利用に携わり、「森林と共に暮らす社会」の実現を目指している。5年間を1クールとして計画を遂行する。第1ステージは、4.5haの伐採跡地にさまざまなタイプの森林を育成しており、各地で活動する市民参加グループのほか、フィールドをもたない個人が参加している。ここでは、企業や学校などの団体実施体験指導も受け入れている。第2ステージは用地面積を約20haに拡大することで、幅広い活動が可能となる本格的な森林総合利用に取り組んでいる。

11 （NPO 法人）みのお山麓保全委員会——箕面市「みのお山麓保全」——

みのおの山麓を保全するために、箕面市は1999年10月、山林所有者、市民、行政、学識経験者などにより「箕面・山麓保全検討委員会」を設立し、当該委員会は、箕面市と山麓保全のための「協働協定」³⁹⁾を締結し、みのお山麓の保全活動を実施している。

「箕面・山麓保全検討委員会」では、計画を実現していくための山林所有者と市民の相互理解及び合意形成を図るために、山林所有者や市民の意見を反映した山麓保全のための計画「山麓保全アクションプログラム」（2002年3月）の策定作業を行い、そこに参画した市民を中心に、「みのお山麓保全委員会」（2003年8月“NPO 法人”）が2002年4月から組織され、そこでは、“箕面の山を守り育て活かす”さまざまな活動を展開している。同時に、「みのお山麓保全活動」の資金面での支援として、公益信託「みのお山麓保全ファンド」が設立され、当該ファンドは、山林所有者、市民、団体（助成の受益者）が行う「みのお山麓保全活動」に対して助成する。

「みのお山麓保全委員会」2012年度事業報告書によれば、山林整備サポートを28件行い、山林所有者と市民をつなぐ活動として、山林所有者、市民団体、「みのお山麓保全委員会」の3者の協働により、「石丸地区」の民有林を対象として、2つの市民団体による新たな山林保全活動を行う取り組みが実施された。また、2012年度、公益信託「みのお山麓保全ファンド」より、山林所有者に対する助成を78件、金額6,683,000円を助成したとしている。⁴⁰⁾

なお、2012年度（12年4月～13年3月）における山麓ファンドへの募金額は、1,013,000円（前年比93.4%）、それには、箕面市のふるさと寄附金（山麓保全目的）258,000円を含む。毎年1,000円以上の寄付者「箕面の森の守りびと」（山麓ファンドサポート会員）の募集を行い、108名（前年より24名増）から、303,600円の募金を受けた。

12 新治市民の森愛護会——横浜市「新治市民の森」——

横浜市は、緑の環境をつくり育てる条例に基づき、保存すべき緑地を「市民の森」として指定

し、設置することにより、民有緑地を保存し、市民に憩いの場を提供することを目的に掲げた「市民の森制度」を制定した。⁴¹⁾それを活用して、都市近郊の地価の高い未利用の雑木林の土地所有者が、横浜市に土地を提供し、市は簡単な整備を行ったうえで、市民に公園として開放し、その緑地の維持管理は、「市民の森愛護会員」が実施するという、横浜市、市民との協働の取り組みである。「市民の森愛護会」の活動地域は、2015年1月31日現在、42箇所（約507ha）を指定している（付録4参照）。

その仕組みは、横浜市が土地所有者から樹林地を借り上げ、そこを「市民の森」に指定し、制度指定後、市が、散策路や広場の整備をしたうえで市民に公開する。市は、土地所有者と土地の賃貸借契約を締結し、施設整備を行い、その後、公園緑地事務所と市民の森愛護会が「管理委託契約」を締結し、土地所有者及び市民によって構成された「市民の森愛護会」が公園の管理・保全に取り組む。土地所有者は、固定資産税相当額が免除され、市は土地取得費が不要となるメリットがある。一方、市民の森に指定後は、開発及びその土地の形質の変更等は、禁止となり、また、所有権移転・権利設定をする場合には、市長と協議（協議申出書）が必要等の制限がある。

「新治市民の森」は、2000年に横浜市内では23番目の「市民の森」である。⁴²⁾横浜市緑区の西部、新治町・三保町に位置する。かつて緑区は、横浜一緑の多い、田園風景の広がる地であったが、昭和40年代後半から始まった宅地開発や土地所有者の高齢化などによって、次々に緑地が消滅した。そのようななか、新治市民の森は、横浜市の北部で唯一まとまって残された“最後の森”と言える貴重な場所である。その自然環境を将来に継承していくために、行政と市民が協働し、新しい形の保全・管理組織による森の再生モデルを創造することを目指している。維持管理主体は、「(NPO法人)新治市民の森愛護会」が担い、当該会員（土地所有者との市民から構成）によって里山保全活動が実施されている。資金調達は、会員による会費、市よりは、活動費（面積2ha未満15万円/年、面積2ha以上20万円/年）が交付される（横浜市市民の森設置事業実施要綱：2013年6月20日）。

13（一般財団法人）世田谷トラストまちづくり——世田谷のトラスト運動「市民緑地」——

世田谷区に存在する水辺などの自然環境や、近代建築などの歴史的文化遺産などを区民共有の財産として、次世代に引き継いでいくために、（一財）世田谷トラストまちづくり（緑地管理機構）が運営主体となり世田谷のトラスト運動が実施されている。⁴³⁾

世田谷区内のみどりはその約6割以上が民有地によって占められており、良好な環境を今後も維持していくためには、都心に近い高地価の世田谷区において、寄附金を集めて土地の買い取りを進めることは困難であると考えられる。それゆえ、当該財団は、「市民緑地制度」を活用して、みどりの保全活動を実施している。トラスト支援者数4,968名（賛助会員、特別会員、子ども、学校、寄附者、ボランティア）である（2015年2月28日現在）。

現在、13区画の市民緑地（300以上の広さを持つ、ひとかたまりの民有地）や、22箇所を「小さな森（50以上でひとかたまりの民有地）」を超える開設実績や、延べ500人を超えるボランティアとの環境保全活動は、都市型トラスト運動のモデルとしても、全国で注目を集めている。現在、13区画、面積：16,089.09m²の市民緑地（付録3、表5参照）が保全されている。

市民緑地制度とは、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供すること

を目的とした都市緑地法によって定められている制度である。地方自治体もしくは指定を受けた民間団体（緑地管理機構）とが「市民緑地契約」を交わし、一定期間その土地の維持管理を行う。これを地域に公開することにより、区民に親しまれる憩いの場としてみどりが活かされるという仕組みである。また、市民緑地に指定されると、土地所有者には、みどりの維持管理の手間や費用の軽減や一定の条件のもとで、固定資産税・都市計画税の非課税、相続税の軽減の税制優遇措置が受けられるメリットがある。

当該財団は、1992年、資金調達のためのトラスト基金「(公益信託) 世田谷まちづくりファンド⁴⁴⁾ (以下、ファンドと明記する)」を設立した。本ファンドの特徴は、助成による資金的支援によって、区民のまちづくり活動を応援する、全国に先駆けて始まった、まちづくりの市民参画型ファンドである。まちづくりは、何よりも地域に暮らす人々が主体となって取り組むことが大切であり、その活動の輪を広げ、地域コミュニティの課題解決力を高めるとともに、行政や企業との連携・協働の取り組みが必要である。そのために、ファンドは住民、行政、または企業のいずれにも属さない独立した立場から、地域の発想に根ざした区民主体のまちづくり活動を支援している。資金調達は、基本財産運用収益、市民・企業・団体等の寄附金、トラスト会員の会費、補助金等である。寄附者29名9団体等から、総額777,140円（2015年2月28日現在）の寄附が集まった。

14 シャープ株式会社——神於山シャープの森——

9で述べたように、企業のシャープ（株）が、CSR活動の一環として、神於山の里山再生の取り組みに参加して、「神於山シャープの森」づくりの活動を開始した。⁴⁵⁾

シャープ（株）の“企業の森”取り組みは、2006年4月1日に大阪府が推進する、企業等と土地所有者のマッチング「アドプトフォレスト制度」の第1号として、里山として全国で初めて「自然再生推進法」を踏まえ、実施されたものである。

その仕組みは、里山を再生するための「森林づくり活動協定」（4者協定：岸和田市・大阪府・事業者・神於山保全活用推進協議会）を締結し、その協定書に基づき、対象地域で間伐や植林、下草刈りなど、森づくり活動を行う（期間：5年間）を実施する。また、シャープ（株）は、社員等を里山保全活動にボランティアとして実施するだけでなく、資金面からの支援することも可能である。具体的な活動として、2006年4月15日現在、シャープの社員・OB等（2,000～3,000人が岸和田市に居住）は、竹や笹の下草刈りを行った後、大阪府・岸和田市をはじめとする神於山保全活用推進協議会の協力を得て、里山再生に相応しい樹種としてクヌギ、コナラ、ヤマザクラの苗1,800本を社員とその家族305名が植樹する活動を実施した（2006年4月15日現在）。

15 トヨタ自動車（株）——「エコの森プロジェクト」——

トヨタ自動車は、1998年5月に、当該企業の所有地（豊田市のフォレストヒルズ・モデル林40haとその周辺：トヨタの森）を整備したことをきっかけに、生物や自然環境を調査するとともに、自体験の場として、そこを地域に開放し、森づくりに関心のある市民と（社）日本環境教育フォーラムとの協働で、「エコの森プロジェクト」の取り組みを実施している。⁴⁶⁾

具体的には、トヨタの森は、地域の森林整備ボランティア活動の場として活用されており、1996年11月から当該地を「エコの森クラブ」と称して、トヨタ自動車の社員やOB、地域住民が

一緒になって月一回の森林除伐・整備活動を続け、多くの人々に「里山」に触れる地域の拠点としている。

また、「トヨタの森」を1997年に一般公開し、森内を自由に散策、森あそびイベントや、地域の小学生向けの自然ふれあい体験プログラムを行っている。活性化の指標として「樹木の成長量」と「種の多様性」を掲げ、効果把握のため「エコモニタリング」を10年間実施した。

再生された里山は、自然ふれあい体験学習など環境教育・学習の場として提供し、多くの学童が利用している。加えて、1998年から7年間にわたり、社団法人日本環境教育フォーラムとの共催で里山保全の専門人材育成のための環境教育プログラム「エコのもりセミナー」を開催し、約3,000名の方々が参加した。とりわけ、環境教育では、周辺住民や市民団体と協働したことが功を奏した。当該企業は、里山保全をCSR活動の一環として行われており、緑地保全活動に対する人的・物的支援等を行うとともに、本プロジェクトに係る運営費用は、全て自己資金にて賄われている。

おわりに

日本の国土の約4割を占める里山に広がっていた、薪や炭をつくるための草地などは、かつては経済活動に必要なものとして人為的に維持管理され、こうした環境に適応した多様な生き物の生息・生育の場となってきた。ところが、近年の産業構造の変化、資源利用の変化や人口減少・高齢化に伴い、管理の担い手が不足することによって、里山が管理・利用されなくなった。その結果、里山が荒廃し、さらに里山に特有の生物の生息域の消滅と生物種が減少し、動植物が絶滅の危機にさらされるなど、生物多様性の損失が進行している。

1960年以降、二次的自然である里山は、その特性（人為による十分な管理）から、放置された里山は、畑地、水田と異なり、経済的価値が見込めないという問題が生じてきた。そのことは、市民が身近な自然として里山の価値を再評価することになり、そのため、大都市近郊においては、市民による主体的な里山管理が実施されている。これは、人間と自然と関係の構築が、二次的自然における生物多様性や審美的・文化的価値の維持に重要であることを市民が再認識する大きな契機となった。またそのようにして管理された里山が都市緑地の整備において重要な役割を果たすことになった。

本稿では、その解決の一つの手法として、土地所有者や行政が保有する里山を市民が管理可能にするための「市民による共同管理」を検討した。それを土地保有形態から類型化し、タイプ別の取り組み事例を明らかにした。具体的には、Aタイプ「市民共有地における共同管理」は、市民が中心になるものとして、「トトロのふるさと基金」が該当した。市民と行政との協働のものとして、「かながわトラストみどり財団」、「さいたま緑のトラスト協会」、および「鎌倉風致保存会」の3つ該当した。次に、B₁タイプ「公有地（都市公園や国・公有地）における共同管理」は、従来から都市公園区域内の取り組みとして、「(NPO法人)かわさき自然調査団」、「なごや東山の森づくりの会」、ボランティア公募型の「桜が丘公園雑木林ボランティア」、複数のパートナー型での「西武狭山丘陵パートナーズ」が該当した。とりわけ、特徴的なことは、「西武狭山丘陵パ

ートナーズ」において、管理運営主体を指定管理者制度を活用して「指定管理者」に委ねたことである。そして、B₂タイプ「公有地における共同管理」は、自然再生推進法を活用した「神於山保全活用推進協議会」、国有林を対象にしたものに、「(NPO法人) もりづくりフォーラム」が該当した。さらに、C₁グループ「民有地での共同管理」では、山林所有者と行政との協働による「(NPO法人) みのお山麓保全委員会」が該当し、また、C₂グループ「行政と市民・土地所有者との契約による共同管理」においては、市民の森制度を活用した「(NPO法人) 新治市民の森愛護会」、市民緑地制度を活用した「(一財) 世田谷トラストまちづくり」が該当した。最後に、Dグループ「企業における共同管理」は、企業の私有地における取り組みとして「トヨタ自動車(株)」、「アドプトフォレスト制度」を活用した「シャープ(株)」それぞれ、森林の維持・管理を当該社員が担い、整備後は、C₂グループ同様に、地域住民に一般公開することが求められている。

「新しい公共」の価値観のもと、市民、市民団体、地域住民だけでなく、「企業市民」の概念を入れることによって、里山保全の仕組みについての分析が、より客観的な事実を捉えることができると考えられる。すなわち、企業が主体となることで、里山の維持・管理に社員等の労力や資金提供が確保されることになる。また、適切な管理活動が継続されることで、企業は社会的評価を受けるとともに、地域全体に貢献する活動としても推進する意義は大きい。

上述の取り組みのなかで、深化発展が期待される取り組みの手法として、「ナショナル・トラスト」方式が最も効果を発揮する方法であると考えられる。それは、土地を買い取ることで、保全が実施されるために、市民の意思や主体性が最も生かされる。また、「市民の森制度」、「市民緑地制度」の契約に基づく取り組みは、行政との協働により、「文化的サービス」享受することを目的に、市民が自然とふれ合う場として位置づけ、利用しながら保全していくので、里山を保全するための重要な手法と考えられる。なぜなら、当初は土地の買い取りを行わないため、保全への取り組みに機動性があり、さらに土地所有者に不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、行政が買い取りを行うために継続性が確保される可能性が高いと考えられるからである。最後に、都市公園の運営を民間のノウハウを活用し、維持・管理を都民協働で実施するという取り組みは、新たな手法として、今後、大いに期待できるであろう。

今後、残された点は、COP10において「SATOYAMA イニシアティブ」を国際社会に提唱し、国際的にネットワークを構築する必要があると考えられる。それゆえ外国での類似した「市民の里山共同管理」の事例、そして、国内的には、自然資源の持続的な利用の観点から、生物資源に依拠した循環型社会を構築する必要がある。そのためには、里山にストックされている森林資源を新たな経済資源として活用することが求められる。例えば、間伐材や廃材等を利用したバイオマス発電等、それを活用した地域でのエネルギーの地産地消の仕組み、さらに、環境を配慮した手法を取り入れた農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じて市民参加を促進する仕組み（農産物認証制度・生物多様性オフセット）、最後に、森林の公益的機能の回復・維持のための森林整備事業（里山保全を含む）を自治体で行い、その費用負担を住民に求める仕組み（森林環境税等）である。これらについては、今後の課題としたい。

注

- 1) 「新たな共同管理」とは、里地里山の資源を生態系サービスなど多面的機能から人々の「共有の恵

み」と位置付け、多様な主体の連携によって保全活用するしくみ。日本の里地里山を支える仕組みの一つである「入会による共同管理」に着目し、新たな形の入会、すなわち「共有の恵み」の享受のために、都市住民や企業など多様な主体が緩やかな共同体として里地里山の保全活用に関わるしくみを作ることにより、継続的な維持管理が行われることである。

環境省「里地里山保全活用行動計画（案）」p.38

〈[www.env.go.jp/nature/satoyama/.../1-1Public\(keikaku\)..](http://www.env.go.jp/nature/satoyama/.../1-1Public(keikaku)..)〉参照

- 2) 「新しい公共」とは、政府は、人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場であると定義している。（内閣府「新しい公共」宣言」より抜粋 平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議資料）
〈<http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/declaration-nihongo.pdf#search>〉参照
- 3) 企業は個人と同様に社会を構成する主体＝市民であり、社会における良き市民として、法的責任や経済的責任を越えて、教育や福祉、文化等、さまざまな社会問題の解決のために積極的に貢献すべきであるという企業観である。80年代のアメリカにおいて発達し、90年代に入り、日本でも注目されるようになってきた。『経済辞典』（2004）有斐閣 p.204
- 4) 神奈川県大和市 web サイト「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」
〈<http://www.city.yamato.lg.jp/web/content/000022019.pdf>〉参照
- 5) 後掲参考文献⑳ p.5
山本耕平「新しい公共」について—ローカルガバナンスと協働—
（株）ダイナックス都市県境研究所 web サイト
〈<http://www.dynax-eco.com/repo/report-24.html>〉参照
- 6) 京都大学名誉教授、1911年生、後掲参考文献㉑ pp.74-77
- 7) 所三男（1980）『近世林業史の研究』吉川弘文館 p.887
- 8) 有岡利幸（2004）『里山』法政大学出版局、日本民俗建築学会編（2010）「第1章 村の生活環境—里山—」『日本の生活環境文化大事典—受け継がれる暮らしと景観』柏書房 pp.40-43
- 9) 阪本寧男：京都大学名誉教授、民族植物学、1930年生。
阪本寧男「里山の民族生物学」丸山徳次・宮浦富保編（2007）『里山学のすすめ』昭和堂 p.28
- 10) 武内和彦「1.1 二次的自然としての里地・里山」武内和彦ほか編『里山の環境学』東京大学出版会、2001 pp.2-3
「文化的自然」という視点もある。丸山徳次「今なぜ「里山学」か」前掲注9）p.14
- 11) 我が国は国土の70％に近い林野面積をもつ。自然保護は2つに大別される。一つは、原生状態の自然保護であり、もう一つは、住民の生活環境としての自然保護である。それは原生的な自然ではない都市近郊林や二次林のように、景観として、あるいはレクリエーションの場として親しみの持てる多分に人手に加わった自然である。原生的な自然は、気候風土に対応するものであり、学術的な価値が重視されるべきもので、広く国土を覆う状態で各地に保存する必要がある。一方、二次的な自然の保護に対しては、これまで法制度など十分な置づけがなされてこなかった。自然は原生的であれ、二次的であれ、すべての自然に対し保護、保全が図られるべきであろう」。後掲参考文献㉑ p.60
- 12) サクリ、AH/麻衣子（2010）「ミレニアム生態系評価—生態系と人間福祉を考える—」小宮山宏編—（サステナビリティ学④『生態系と自然共生社会』東京大学出版会
後掲参考文献㉒ pp.35-74
- 13) 近郊における里山の面積は、1970年に約800km²あったのに対し、1990年には約390km² 2000年には約290km²と大幅な減少を示している。ただし、近年その減少の速度は鈍化しているとされる（武内和彦編（2006）「里山保全に向けた土地利用規制」『都市問題』97巻11号、pp.56-75）
- 14) 後掲参考文献㉓ p.165
- 15) B=Red Data Book. 絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックである。

「我が国における保護上重要な植物種および群落に関する研究委員会種分科会」（1989）『我が国における保護上重要な植物種の現状』自然保護基金日本委員会 p. 320 によって、レッドブラックデータブックが刊行され、里山に生息する植物のなかにも絶滅危惧種が多いことが明らかになったことから、里山が生物多様性の保全に対して、大きな役割を果たしていたことが認識された。

- 16) 田中亘編（2005）「自治体における里山林の保全・管理・利用実態」『森林総合研究所研究報告』397 pp. 291-346
- 17) 後掲参考文献① p. 166
- 18) 里山保護・保全活動として、市民主体の個別の活動に加えて、雑木林（里山）の再生保護・保全グループ、里山ネットワーク、（株）野鳥の会、（社）ナショナル・トラスト協会、「甦れ！ 里山シンポジウムの開催」、ナショナルトラスト全国大会等の全国的な展開が挙げられる。
- 19) 自然環境保全法人。イギリスではナショナル・トラスト法に基づき設立されており、優れた自然環境や歴史的環境の保全事業を行う。日本においては、一般に、優れた自然環境などの保全事業を行う公益法人の意に用いられている。この自然保護法人に対する寄附金については、税制上の特例が設けられている（前掲注 3） p. 961）。
- 20) 「都市林」とは、1993年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園を示す（都市公園施行令第2条）。
- 21) 東京都総務局行政改革推進部庁「指定管理制度について」
 〈<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/shiteikanriskyaseido.html>〉参照
- 22) 横浜市環境創造局 web サイト「市民の森制度」
 〈<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/shiminnomori/shimin-mori-seido.html>〉参照
 横浜市の「市民の森制度」は、昭和46年度からスタートした横浜市独自の緑地を保存する制度であり、緑を守り育てるとともに、山林所有者の協力により、市民の憩いの場として利用するものである。土地提供者には、市からの緑地育成奨励金、および、固定資産税・都市計画税が減免される。
- 23) （一財）世田谷トラストまちづくり web サイト「市民緑地制度」
 〈http://www.setagayatm.or.jp/trust/green/cgs_system/index.html〉参照
 市民緑地とは、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした都市緑地法によって定められている制度である。（一財）世田谷トラストまちづくりが土地所有者と契約を結び、維持管理を行う。これを地域に公開することにより、憩いの場としてみどりが活かされる。また、市民緑地に指定されると、所有者の方にはみどりの維持管理や固定資産税・都市計画税・相続税について優遇措置が講じられる。
- 24) トトロのふるさと基金 web サイト「当法人の活動について」
 〈<http://www.totoro.or.jp/activity/index.html>〉参照
 廣井敏男・山岡寛人（2004）『里山はトトロのふるさと』旬報社
 「2013年度公益財団法人トトロのふるさと基金事業報告書」
 〈http://www.totoro.or.jp/activity/disclosure/img/2013_jigyoyou.pdf〉
 「2015年度公益財団法人トトロのふるさと基金事業計画」
 〈<http://www.totoro.or.jp/activity/disclosure/img/2015jigyoyoukeikaku.pdf>〉
 トトロのふるさと財団編（1999）「武蔵野をどう保全するか」トトロブックレット pp. 57-65.
 トトロのふるさと財団編（2001）「都市近郊里山保全 - 里山保全への現代的な課題を考える」トトロブックレット pp. 103-105
- 25) 公益財団法人 かながわトラストみどり財団 web サイト「かながわのナショナル・トラスト運動」
 〈<http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html>〉参照
 神奈川県庁 web サイト「かながわのナショナル・トラスト運動について」
 〈<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f349/>〉参照

- 「かながわトラストみどり基金の推移（平成26年3月31日現在）」
 〈<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/716173.pdf>〉 参照
- 26) (公財) さいたま緑のトラスト協会 web サイト「自然を学ぼう・トラスト地」
 〈<http://saitama-greenerytrust.com/>〉 参照
 埼玉県庁 web サイト「さいたま緑のトラスト運動」・「さいたま緑のトラスト基金」
 〈<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midorinotrust.html>〉 参照
- 27) 埼玉県宮代町 web サイト「電脳みやしろ」宮代町への寄付（ふるさと納税）
 「山崎山トラスト地（里山）整備・保全事業」
 〈<https://www.town.miyashiro.saitama.jp/machgoo.nsf?OpenDatabase>〉 参照
- 28) 鎌倉市役所 web サイト「風致保存会にご協力ください」
 〈<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/huchikikinn.html>〉 参照
 「緑地保全・緑化推進」・「緑の基本計画」
 〈<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/miki.html>〉 参照
- 29) 鎌倉市役所 web サイト「みどりの計画（平成26年度版）」
 〈<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/midori/documents/03-h26midori-jisseki.pdf>〉 参照
- 30) 西武・狭山丘陵パートナーズ web サイト「狭山丘陵の都市公園について」「指定管理者制度とは」
 〈<http://www.sayamaparks.com/metropolitanparks/>〉 参照
 西武・狭山丘陵パートナーズ「狭山丘陵グループ」事業計画書 概要版
 〈<http://www.sayamaparks.com/common/pdf/111222kanriunei-gaiyou.pdf>〉 参照
- 31) 環境省自然環境局自然環境計画課 web サイト“里なび” 国内保全活用事例
 「都市周辺（地域）里山保全の活動事例 5—b 地元と外部の協力・連携による取組を推進する仕組みづくり「生田緑地」」
 〈<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/initiative/kokunai.html>〉 参照
- 32) 環境省自然環境局自然環境計画課 web サイト“里なび” 国内保全活用事例
 「都市周辺（地域）里山保全の活動事例 5—b 地元と外部の協力・連携による取組を推進する仕組みづくり“生田緑地”」
 〈<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/initiative/kokunai.html>〉 参照
- 33) (NPO) 法人かわさき自然調査団 web サイト「かわさき自然調査団の活動」都市公園 生田緑地
 〈http://www.geocities.jp/npo_konrac/〉 参照
- 34) 生田緑地 web サイト「生田緑地の雑木林を育てる会」
 〈<http://www.ikutaryokuti.jp/hp/katsudo.html>〉 参照
- 35) 倉本宣・麻生嘉（2001）「里山ボランティアによる雑木林管理—桜ヶ丘公園を例に—」『里山の環境学』東京大学出版会
 東京都立桜ヶ丘公園 web サイト「桜ヶ丘公園雑木林ボランティア」
 公園の四季を豊かに彩る雑木林 桜ヶ丘公園「ボランティア活動」
 〈<http://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index065.html>〉 参照
- 36) 「なごや東山の森づくりの会」 web サイト
 〈<http://higashiyama-mori.sakura.ne.jp/>〉 参照
 名古屋市役所 web サイト「東山のもりづくり」
 〈http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000010/10762/shin_kihonkeikaku_4.pdf#search〉 参照
 (公財) 名古屋市みどりの協会 web サイト「なごや東山の森づくりの会」
 〈<http://www.nga.or.jp/partnership/introduction/partner19.html>〉 参照
 前掲注31) (5)—a 地元住民に主体的取組を促進する仕組みや体制づくり「東山の森」
 東山の森（愛知県名古屋市）事例 No. 32 名古屋市なごやの森「地域における里地里山の保全活用

- の取組～「なごや東山の森づくりの会」を中心とした市民協働による都市の里地里山保全活動～」
- 37) 環境省 web サイト 再生ネットワーク 事例紹介（現地ルポ「神於山保全活用推進協議会」
〈https://www.env.go.jp/nature/saisei/network/law/law1_3_1/k4_b.html〉 参照
農林水産省 web サイト「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要」
〈http://www.maff.go.jp/j/study/other/siezen_suisin/pdf/data01_170704.pdf#search〉 参照
- 38) (NPO 法人) 森づくりフォーラム web サイト
〈<http://www.moridukuri.jp/>〉 参照
「フォレスト21さがみの森」web サイト
〈http://www.moridukuri.jp/sagami/forest_sagami.htm〉 参照
環境省 web サイト「パートナーシップによる環境保全活動の事例一覧—フォレスト21さがみの森—」〈参考資料2〉
〈<https://www.env.go.jp/council/02policy/y023-03/ref02.pdf#search=>〉 参照
- 39) (NPO 法人) みのお山麓保全委員会 web サイト—みのお山なみネット—
〈<http://www.yama-nami.net/iinkai-image/yama-jigyoo.html>〉 参照
堺市役所 web サイト「南部丘陵における緑地確保の仕組みづくり—中間支援組織による市民団体等と土地所有者のマッチング：山麓保全ファンドによる活動組織（箕面市）—」pp. 32-35
〈https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shingikai/kensetsukyoku/koen_ryokuchibu/midorino_seisaku/kaigiroku_shiryo/shingikai_h23/shingikai_h23dai1.files/midori_shingikai_23_01_12_04.pdf#search=〉 参照
- 40) 「みのお山麓保全委員会」2012年度事業報告書（2012年4月1日～2013年3月31日）
〈<http://www.yama-nami.net/iinkai-image/hokoku/12jigyohokoku.pdf>〉 参照
- 41) 横浜市環境創造局「新治市民の森」web サイト
〈<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/shiminomori/shimin-niiharu.html>〉 参照
田並静（1999）「横浜市『市民の森』制度」日本野鳥の会 pp. 92-96
環境省 web サイト「パートナーシップによる環境保全活動の事例一覧—市民の森制度—」〈参考資料2〉〈<https://www.env.go.jp/council/02policy/y023-03/ref02.pdf#search=>〉 参照
- 42) 「新治市民の森愛護会」web サイト
〈<http://homepage3.nifty.com/NIIHARU/>〉 参照
- 43) (一財) 世田谷トラストまちづくり web サイト「世田谷のトラスト運動」
〈http://www.setagayatm.or.jp/trust/s_trust/index.html〉 参照
(一財) 世田谷トラストまちづくり平成25年度事業報告書
〈http://www.setagayatm.or.jp/about/enterprise/report/report_h25.pdf〉 参照
- 44) 「公益信託世田谷まちづくりファンド概要」
〈<http://www.setagayatm.or.jp/trust/fund/outline.html>〉 参照
- 45) シャープ（株）web サイト
CSR 報告書「神於山（こうのやま）シャープの森（大阪府）」
〈<http://www.sharp.co.jp/corporate/eco/social/forests/kishiwada/index.html>〉 参照
- 46) トヨタ自動車（株）web サイト
CSR 報告書「トヨタの森づくり—地域・社会基盤である森づくりに取り組む」
〈http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/social_contribution/feature/forest/index.html〉 参照
「トヨタの森づくり—地域・社会基盤である森づくりに取り組む」“森に息吹を” 里山を守る「トヨタの森」—池上博身氏 社会貢献推進部企画室環境・社会活動グループ プロフェッショナル・パートナー（当時）—

〈参考文献〉

- (1) 牛尾洋也, 鈴木龍也編 (2012) 『里山のガバナンス：里山学のひらく地平』 晃洋書房
- (2) 環境省 (2001) 「日本の里地里山の調査分析について（中間報告）」
- (3) 環境省 (2010a) 「里地里山保全活用行動計画～自然と共に生きるにぎわいの里づくり～」 9月15日
- (4) 環境省 (2010b) 「生物多様性国家戦略2010（2010）」 3月16日
- (5) 環境省 (2010c) 「生物多様性総合評価報告書」生物多様性総合評価検討委員会 5月10日
- (6) 環境省自然環境局 (2013) 「生物多様性国家戦略2013 生物多様性国家戦略2012-2020—豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ」 9月28日
- (7) 木原啓吉 (1992) 『ナショナル・トラスト：自然と歴史的環境を守る住民運動ナショナル・トラストのすべて』 三省堂
- (8) 熊谷哲 (2014) 特集 環境市民運動の理論と実践「里山再生をめざす市民運動の意義」『環境技術』 Vol. 12 pp. 20-26
- (9) 小宮山宏編 (2010) 『(サステナビリティ学④生態系と自然共生社会)』 東京大学出版会
- (10) 呉尚浩 (2000a) 「市民による里山保全の現代的意義—“市民コモンズ”としての都市里山—」『社会学研究』 中京大学社会学研究所 20巻(1) 39 pp. 75-121
- (11) 呉尚浩 (2000b) 「都市近郊における里山保全の新たな展開と課題—市民による共同管理をめぐる—」環境経済・政策学会編『(環境経済・政策学会年報第5号) アメニティと歴史・自然遺産』 東洋経済新報社 pp. 163-179
- (12) 小寺正一 (2008) 「里地里山の保全に向けて—二次的自然環境の視点から—」 国立国会図書館レファレンス
- (13) 高田俊彦 (2014) 「自然再生における参加と主体形成」『季刊環境研究』 No. 176 pp. 61-70
- (14) 只木良也 (1996) 『森林環境科学』 朝倉書店
- (15) 武内和彦, 鷺谷いづみ, 恒川篤史編 (2001) 『里山の環境学』 東京大学出版会
- (16) 武内和彦・奥田直人 (2014) 「自然とともに生きる」武内和彦, 渡辺綱男編『日本の自然環境政策：自然共生社会をつくる』 東京大学出版会
- (17) 田端英雄編 (1997) 『里山の自然』 保育社
- (18) 原科幸彦編 (2005) 『市民参加と合意形成：都市と環境の計画づくり』 学芸出版社
- (19) 松田裕之 (2008) 『なぜ生態系を守るのか?』 NTT 出版
- (20) 南真二 (2008) 「里山保全の方向性と法の仕組み」『新潟大学政理論』 第40巻第3・4号 pp. 24-53
- (21) 丸山徳次, 宮浦富保編 (2007) 『里山学のすすめ「文化としての自然」再生にむけて』 昭和堂
- (22) 森本幸裕 (2008) 「生物多様性と里山—ランドスケープの視点から—」『季刊環境研究』 No. 148 pp. 41-49
- (23) 森本幸裕 (2011) 「里山概念と意義」『環境技術』 Vol. 40 pp. 8-14
- (24) 守山弘 (1988) 『自然を守るとはどういうことか』 農山漁村文化協会
- (25) 守分紀子 (2014) 「生態系サービスを楽しむ—生物多様性と生態系サービス」武内和彦, 渡辺綱男編『日本の自然環境政策：自然共生社会をつくる』 東京大学出版会
- (26) 吉田正人 (2007) 『自然保護—その生態学と社会学—』 地人書店
- (27) 四手井綱英 (1993) 『森に学ぶ：エコロジーから自然保護へ』 海鳴社
- (28) 寄本勝美 (2001) 「二つの公共性と官」『公共を支える民』 コモンズ
- (29) 林野庁編 (2013) 『森林・林業白書 平成25年度版』 全国林業改良協会

〈付録1〉

表1 「トトロの森」トラスト取得地一覧

保全地	所在地	面積 (m ²)	取得年度	金額 (円)
第1号地	所沢市上山口雑魚入351	1,183	1991	64,407,800
第2号地	所沢市大字久米字八幡越2375・2376	1,712	1996	56,300,000
第3号地	所沢市上山口チカタ253-2	1,252	1998	20,000,000
第4号地	所沢市三ヶ島1丁目395	約1,173	2001	8,196,367
第5号地	沢市大字堀之内133-1, 134-1	3,935	2003	19,900,000
第6号地	所沢市大字山口字猪入2627-1他	3,873	2003	19,030,000
第7号地	所沢市北野南2丁目28-45, 4	1,151	2008	9,300,000
第8号地	所沢市北野南1丁目20-49	1,179	2008	8,201,250
第9号地	所沢市三ヶ島1丁目410-13, 14	104	2008	100,000
第10号地	所沢市三ヶ島1丁目379-1	1,349	2009	5,400,000
第11号地	所沢市北野南2丁目28-13	2,386	2010	14,250,000
第12号地	所沢市北中四丁目455番	5,168	2010	36,505,000
第13号地	所沢市堀之内472	1,443	2010	5,815,290
第14号地	所沢市北野3丁目6-12	336	2011	2,000,000
第15号地	所沢市上山口字チカタ2-2	1,248	2011	無償寄附
第16号地	所沢市北野南二丁目28-9	1,046	2012	無償寄附
第17号地	東京都東村山市秋津町5丁目28-21他	1,767	2012	無償寄附
第18号地	所沢市堀之内374	376	2012	1,504,800
第19号地	所沢市大字上山口字大芝原1998	1,968	2013	11,808,000
第20号地	所沢市三ヶ島二丁目497-2, -3, 502	3,468	2013	12,138,000
第21号地	所沢市三ヶ島二丁目503	3,979	2013	13,926,500
第22号地	所沢市三ヶ島一丁目73-1	2,791	2014	14,848,120
第23号地	所沢市山口字猪入2636番	2,542	2014	11,947,400
第24号地	所沢市三ヶ島一丁目336-1	1,221	2014	4,395,600
第25号地	所沢市大字山口字猪入2629	1,107	2014	無償寄附
第26号地①	所沢市三ヶ島二丁目526番	1,683	2014	6,563,700
第26号地②	所沢市三ヶ島二丁目524番	979	2014	3,720,200
第27号地	所沢市北野三丁目6番13	587	2014	3,545,480
第28号地	所沢市大字上山口字長久保440番4	1,058	2014	4,126,200
合計 (28箇所)		約52,064	—	357,929,707

(2014年12月16日現在)

出所：(公財) トトロのふるさと基金 web サイト「トトロの森の紹介—トラスト取得地」を参照し、筆者作成
http://www.totoro.or.jp/intro/national_trust/index.html

〈付録2〉

表2 神奈川県内のトラスト緑地一覧

地 域	場 所		緑 地 名	*面 積 (ha)		
				①	②	③
県 西	1	箱 根 町	仙石原			2.27
	2		箱根小塚山			12.69
	3		塔ノ沢			0.88
	4	大 井 町	大井吾妻山			1.24
湘 南	5	秦 野 市	葛 葉	0.66	5.77	
	6	大 磯 町	大磯こゆるぎ	1.96		
	7	藤 沢 市	川 名	2.43	0.23	
県 央	8	厚 木 町	厚木上依知鬼ヶ谷			1.96
	9	相 模 原 市	下 溝			0.10
	10		東林ふれあい	0.43		
	11	大 和 市	泉の森	0.21	2.76	
	12		久 田		7.05	0.74
川崎・横浜	13	横 浜 市	桜ヶ丘			1.20
	14		日 吉			0.03
三 浦 半 島	15	鎌 倉 市	鎌倉広町	15.96		
	16		鎌倉坂ノ下			2.35
	17		鎌倉今泉			0.31
	18		山崎・台峯	0.52		
	19	逗 子 市	大 崎		1.75	
	20	葉 山 町	長 柄			1.62
	21		葉山堀内			0.39
	22		葉 山			1.06
	23		葉山滝の坂			5.13
	24		一色台			0.45
	25	横須賀市・葉山町	長者ヶ崎			1.57
	26	横 須 賀 市	秋 谷			
	27	三 浦 市	小網代の森	3.91	8.60	
28	三浦金田				0.25	
合 計 (28箇所)				26.08	26.16	34.31

2014年3月31日現在

- *① 県による買い入れ
 ② 財団の緑地保全契約
 ③ 県による寄贈の受け入れ

出所：公益財団法人かながわトラストみどり財団 web サイト
 かながわのナショナル・トラスト運動「神奈川県内のトラスト緑地」を参照し、筆者作成
 〈<http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html>〉

〈付録3〉

表3 さいたま緑のトラスト保全地一覧

保全地	名 称	所 在 地	面積 (ha)	取得年度
第1号地	見沼田圃周辺斜面林	さいたま市緑区南部領辻	1.1	1990・1991
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地	所沢市上山口	3.4	1994・1995
第3号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地	嵐山町鎌形ほか	13.5	1997
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地	飯能市矢嵐（やおろし）ほか	2.3	1998・1999
第5号地	山崎山の雑木林	宮代町山崎	1.4	2001
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地	入間市寺竹	11.2	2002・2003
第7号地	小川原家屋敷林	さいたま市岩槻区馬込	0.7	2000・2001（寄贈）
第8号地	高尾宮岡の景観地	北本市高尾	3.6	2006
第9号地	堀兼・上赤坂の森	狭山市堀兼	6.0	2007
第10号地	浮野の里	加須市北篠崎・多門寺	5.4	2008
第11号地	黒浜沼	蓮田市黒浜	6.6	2009
第12号地	原市の森	上尾市原市	3.4	2012
合 計（12箇所）			58.6	

2012年12月31日現在

出所：（公財）トトロのふるさと基金 web サイト「トトロの森の紹介―トラスト取得地」を参照し作成
 〈http://www.totoro.or.jp/intro/national_trust/index.html〉

表5 世田谷区の市民緑地

	土地概況	市 民 緑 地	面積 (m ²)
1	屋敷林	北烏山九丁目屋敷林	2,490.46
2	雑木林	成城三丁目なかんだの坂	446.73
3	竹 林	喜多見五丁目竹山	2,919.53
4	草 地	成城三丁目こもれびの庭	465
5	雑木林	成城四丁目十一山	793.63
6	雑木林	成城三丁目崖の林（はけのはやし）	598
7	雑木林	岡本一丁目谷戸の坂（やとのさか）	757
8	草 地	世田谷区桜新町2-16	1,156.67
9	雑木林	等々力七丁目うえきば	500
10	樹木畑	上用賀五丁目いらか道	1146.44
11	樹木畑	北烏山四丁目梅林	1,939
12	庭 園	大原一丁目柳澤の杜	1,259.25
13	庭 園	成城四丁目発明の杜	1,617.38
合 計（13箇所）			16,089.09

出所：（一財）世田谷トラストまちづくり web サイト「市民緑地」を参照し作成
 〈<http://www.setagayatm.or.jp/trust/map/cgs/>〉

〈付録4〉

表4 横浜市「市民の森」一覧

区名	名称	面積(ha)	場所	開園年月日
栄	飯島市民の森	5.7	栄区飯島町	1972.4.5
栄	上郷市民の森	4.8	栄区上郷町, 尾月	1972.4.10
港南	下永谷市民の森	6.1	港南区下永谷六丁目, 下永谷町, 戸塚区上柏尾町	1972.4.15
緑	三保市民の森	39.5	緑区三保町	1972.11.4
金沢	釜利谷市民の森	10.2	金沢区釜利谷町, 釜利谷東五丁目	1973.11.7
磯子	峯市民の森	12.9	磯子区峰町	1974.10.8
鶴見	獅子ヶ谷市民の森	18.6	鶴見区獅子ヶ谷二丁目, 獅子ヶ谷三丁目, 港北区師岡町	1975.4.26
瀬谷	瀬谷市民の森	19.1	瀬谷区瀬谷町, 東野台, 東野	1976.4.24
磯子	水取沢市民の森	60.8	磯子区水取沢町, 金沢区釜利谷東五丁目	1977.4.12
港北	小机城址市民の森	4.6	港北区小机町	1977.10.1
栄	瀬上市民の森	48	栄区上郷町	1979.7.7
金沢	称名寺市民の森	10.7	金沢区金沢町, 谷津町	1979.7.11
港北	熊野神社市民の森	5.3	港北区師岡町, 樽町四丁目	1980.7.19
神奈川	豊顕寺市民の森	2.3	神奈川区三ツ沢西町	1983.4.23
戸塚	まさかりが淵市民の森	6.5	戸塚区汲沢町, 深谷町	1984.10.25
戸塚	ウイトリッヒの森	3.2	戸塚区俣野町	1987.5.30
旭	矢指市民の森	5.1	旭区矢指町	1991.4.28
港北	綱島市民の森	6.1	港北区綱島台	1991.10.26
旭	追分市民の森	32.9	旭区矢指町, 下川井町	1994.3.26
旭	南本宿市民の森	6.3	旭区南本宿町	1995.9.17
栄	荒井沢市民の森	9.6	栄区公田町	1998.5.24
緑	新治市民の森	67.2	緑区新治町, 三保町	2000.3.26
青葉	寺家ふるさとの森	12.4	青葉区寺家町	1983.10.28
戸塚	舞岡ふるさとの森	19.5	戸塚区舞岡町	2001.5.5
金沢	関ヶ谷市民の森	2.2	金沢区釜利谷西二丁目, 釜利谷東八丁目	2003.10.26
緑	鴨居原市民の森	2	緑区鴨居町	2005.4.2
鶴見	駒岡中郷市民の森	1.1	鶴見区駒岡三丁目	2007.4.28
金沢	金沢市民の森	24.8	金沢区釜利谷町	2011.5.17
戸塚	深谷市民の森	3.1	戸塚区深谷町	2012.4.1
泉	中田宮の台市民の森	1.3	泉区中田北三丁目	2012.7.20
旭	今宿市民の森	3	旭区今宿町	2013.3.15
栄	鍛冶ヶ谷市民の森	2.9	栄区鍛冶ヶ谷二丁目	2014.4.1
都筑	川和市民の森	4	都筑区川和町	2014.4.1
泉	新橋市民の森	3.3	泉区新橋町	2015.1.16
緑	(仮)長津田市民の森	3	緑区長津田町	未開園
青葉	(仮)恩田市民の森	4.7	青葉区恩田町	未開園
都筑	(仮)池辺市民の森	3.6	都筑区池辺町	未開園
金沢	(仮)朝比奈北市民の森	11.5	金沢区朝比奈町, 大道一丁目, 高舟台二丁目	未開園
旭	(仮)柏市民の森	1.9	旭区柏町	未開園
戸塚	(仮)名瀬・上矢部市民の森	14.1	戸塚区上矢部町, 名瀬町	未開園
保土ヶ谷	(仮)今井・境木市民の森	2.1	保土ヶ谷区今井町	未開園
金沢	(仮)富岡東三丁目市民の森	1.3	金沢区富岡東三丁目	未開園
	合計(42か所)	約507ha		

(2015年1月31日現在)

出所：横浜市環境創造局 web サイト「市民の森」一覧を参照、一部加筆し作成
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/shiminomori/shimin-mori-hyou.html>